

平成30年度
新規(更新)指定介護保険事業者研修

介護保険事業者
指定基準と報酬体系

通所介護

目 次

○基準・解新通知一覧 通所介護とは	P 4
○人員・設備・運営に関する基準について 人員基準	P 5
設備基準	P14
運営基準	P15
○介護報酬算定に関する基準について 基本単位について 事業所規模による区分の取扱いについて その他介護給付費算定に係る取扱いについての注意点 各種加算について	P20 P20 P22 P25
○共生型通所介護サービスに関する基準について	P38
○厚労省通知関係① 別添①「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」 別添②「居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例 及び様式例の提示について」 別添③「共生型サービス事業所の指定手続の省略・簡素化」	P43 P55 P62

【事業の『基準』とは】

○ 介護保険法上の位置付け

(指定居宅サービス事業の基準)

第 73 条 指定居宅サービス事業者は、次条第 2 項に規定する指定居宅サービス事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2 (略)

第 74 条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3～5 (略)

6 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

介護保険法より抜粋

○ 基準の性格

1 基準は、指定居宅サービス事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。

2 指定居宅サービス事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することとが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかつたときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合は、基準に従った適正な運営ができなくなつたものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。

① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を受けなかつたとき

ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき

② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があつたとき

3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなつたことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。

4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対処するべきであること。

居宅基準より抜粋

○ 基準・解釈通知一覧

項目	種類	名称	凡例
人員・設備・運営	基準省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号)	居宅基準
	解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成 11 年老企第 25 号)	基準解釈通知
介護報酬の算定	基準省令	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 19 号)	居宅算定基準
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年老企第 36 号)	居宅算定基準 留意事項

【通所介護とは】

この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

介護保険法第 8 条第 7 項

* 『その他の厚生労働省令で定める施設』における居室とは？

法第八條第二項の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。））、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。））及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）とす。

介護保険法施行規則第 4 条

人員・設備・運営に関する基準について

人員基準

職種名	資格要件	配置要件
① 管理者	特になし	常勤職員であること。同一敷地内の場合は、支障のない範囲で他事業所等と兼務可。併設される入所施設の看護・介護職員との兼務は不可（←ただし管理業務に支障がある場合）。
② 生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事(任用資格可) ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・その他同等以上と認められる能力を有する者(介護業務の実務経験が1年以上ある者) ※経歴書必要	サービス提供時間数(開始時刻から終了時刻まで)に応じて、専ら通所介護サービスの提供に当たる生活相談員が1名以上確保されること。 (単位、従業員の員数にかかわらず) → 欠員は人員基準違反である。
③ 介護職員	特になし	サービス提供時間数(平均提供時間数)に応じて、専ら通所介護サービスの提供に当たる介護職員が所定の人数確保されること。(従業員の員数にかかわらず) ①利用者数が ・15人まで ……1人 ・16人以上 ……15人を超える部分の利用者の数を5で除した数に+1。 これに平均提供時間数を乗じた時間の勤務延長時間数分の人員配置が必要。 ②単位ごとに介護職員を常時1人以上従事させること。
④ 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師 ・准看護師 	専ら通所介護サービスの提供に当たる看護職員が1名以上確保されること(提供時間を通じて専従する必要はないが、提供時間を通じて事業所と密接かつ適切な連携をはかること)。

⑤機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師/准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師/きゅう師 <★H30年度一部改正>	1名以上確保されること *個別機能訓練加算(I)を算定する日については、提供時間を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置すること。 *個別機能訓練加算を算定しない事業所であっても機能訓練指導員の配置は必要。 *はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。
----------	---	---

*生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤でなければならない。

問32 はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際には求められる要件となる、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験」について、その業務時間・日数や業務内容に規定はあるのか。

答32 要件にある以上の内容については細かく規定しないが、当然ながら、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導員として実際に同行業務の頻度・内容を鑑みて、十分な経験を有すると当該施設の管理者が判断できることは必要となる。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

問33 はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験を有することをどのように確認するのか。

答33 例えば、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導に従事した事業所の管理者が書面でそれを証していることを確認すれば、確認として十分である。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

○ 地域連携の拠点としての機能の充実（生活相談員の専従要件緩和）

指定通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延長時間には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要がある、これらに支障がない範囲で認められるものである。

基準解釈通知

問49 生活相談員の勤務延長時間に、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」が認められたが、具体的にどのようなものが想定されるのか。また、事業所外での勤務に関しては、活動実績などの記録を保管しておく必要があるか。

答49 例えば、以下のような活動が想定される。

- ・事業所の利用者である要介護者等も含んだ地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合
- ・利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合

生活相談員の事業所外での活動に関しては、利用者の地域生活を支えるための取組である必要があるため、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要がある。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

○ 看護職員の配置基準の緩和

病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけられることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

基準解釈通知

問50 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員は、営業日ごとに事業所内で利用者の健康状態の確認を行う必要があるが、その場合どの程度の従事時間が必要か。また、事業所に駆けつけられることができる体制とは、距離的にどの程度離れた範囲までを想定しているのか。

答50 健康状態の確認を行うために要する時間は、事業所の規模に応じて異なるため、一概に示すことはできないが、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要がある。

また、事業所に駆けつけられることができる体制に係る距離的概念については、地域の実情に応じて対応するため、一概に示すことはできないが、利用者の容態急変に対応できるように契約先の病院、診療所又は訪問看護ステーションから適切に指示を受けられることができる連絡体制を確保することでも密接かつ適切な連携を図っていることになる。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

○ 「単位」とは？

同時に、一体的に提供される指定通所介護をいう。
次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれ単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

- ① 指定通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われていると認めない場合
- ② 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合

* 利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能である。同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となる。

○ 「常勤」とは？

- 勤務時間数が、その事業所で定められている常勤の勤務時間に達していること
- * 就業規則に定める常勤職員の勤務時間数（32時間未満の場合は32時間を基本）
- * 正規雇用、非正規雇用の別ではない。
- * 同一事業者により併設される事業所の職務に従事する時間（ただし業務に支障のない場合に限る）は通算可能。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

※平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）問1、問2、問3を参照。
基準解釈通知

○ 常勤換算方法とは？

従業者の総延べ勤務時間数が、常勤者何人分にあたるかを算出する方法
当該事業所の従業者の1週間の総延べ勤務時間数
当該事業所において定められている常勤者の勤務時間数

○ 「利用者数」「利用定員」とは？

「利用者数」＝利用実人数（実際にサービスを利用した人の数）
「利用定員」＝運営規程にあらかじめ定められている利用者の数の上限。

○ 「専ら通所介護サービスの提供にあたる」とは？

原則として、サービス提供時間を通じて通所介護以外の業務に従事しないこと。
あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合は、それぞれ従事している時間に専従することとする。

○ 人員基準の弾力化

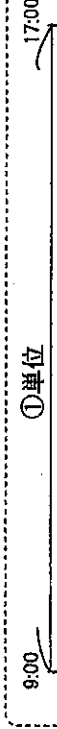
問65 生活相談員及び介護職員の具体的な人員配置の方法はどのようなものなのか。

（答）

以下のとおり。

（1）利用者20人、サービス提供時間が8時間の場合

- 1単位 ①利用者20人 サービス提供時間8H



○ 生活相談員の確保すべき勤務延長時間数

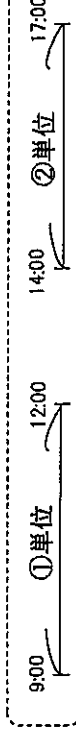
①	20人	8H	8H
○ 介護職員の確保すべき勤務延長時間数			
①	20人	8H	$(20-15) \div 5 + 1 \times 8 (\text{※}) = 16\text{H}$

※ 平均提供時間数（利用者全員が8Hなので平均提供時間数も8H）

⇒ 介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能となる（16Hのうち8Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り8Hの柔軟配置が可能）。

（2）サービス提供時間が午前・午後と離れて存在する場合

- 2単位 ①利用者20人 サービス提供時間3H
②利用者20人 サービス提供時間3H



○ 生活相談員の確保すべき勤務延長時間数

①	20人	3H	6H (3H+3H)
②	20人	3H	

○ 介護職員の確保すべき勤務延長時間

①	20人	3H	$(20-15) \div 5 + 1 \times 3$ (※) = 6H
②	20人	3H	$(20-15) \div 5 + 1 \times 3$ (※) = 6H

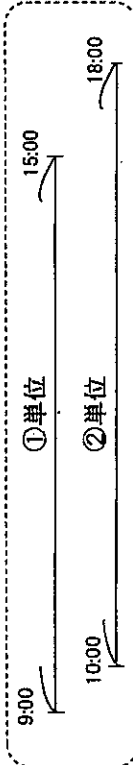
※ 平均提供時間数(単位ごとに、利用者全員が3Hなので平均提供時間数も3H)

⇒ 単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能となる(それぞれの単位において、6Hのうち3Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り3Hの柔軟配置が可能)。

(3) サービス提供時間が6時間と8時間の場合

■ パターン1: 単位を分けて別々のサービスを提供する場合

- ①利用者 3人 サービス提供時間 6H
- ②利用者 12人 サービス提供時間 8H



○ 生活相談員の確保すべき勤務延長時間

①	3人	6H	9H (事業所における開始時刻から終了時刻まで(9:00~18:00))
②	12人	8H	

○ 介護職員の確保すべき勤務延長時間

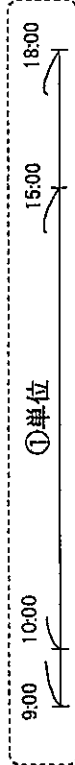
①	3人	6H(※)
②	12人	8H(※)

※ 利用者数が15人以下の場合は、確保すべき勤務延長時間=平均提供時間数

⇒ 単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保する必要があるため、①単位に6時間分、②単位に8時間分の配置が必要となる。

■ パターン2: 同一単位で同時一体的にサービスを提供する場合

- ①利用者 15人 サービス提供時間 6H (3名利用) と 8H (12名利用)



○ 生活相談員の確保すべき勤務延長時間

①	15人	9H	9H (9:00~18:00)
---	-----	----	-----------------

○ 介護職員の確保すべき勤務延長時間

①	3人	6H	9H (9:00~18:00)
	12人	8H	

⇒ 平均提供時間数は $(3 \times 6 + 12 \times 8) \div 15 = 7.6H$ となり、計算上の確保すべき勤務延時間も 7.6H となるが、指定通所介護の単位ごとに常に1名以上確保する必要があることから、確保すべき勤務延時間は 9H とする。

【Q】 利用定員 15名で指定を受けています。利用者が少なく10名を切る日は、看護職員を配置しなくてもよいですか？

【A】 利用定員 10人以下の基準は、利用定員 10人以下として県から指定を受けている事業所にのみ適用されるものです。利用定員 11名以上で指定を受けている事業所は、利用実人員が 10人以下の日であっても看護士の配置が必要です。

◇定員超過・人員欠如による減算

具体的な減算要件は以下の通り。毎月、月末時点で計算を行い、翌月の減算対象とならないうかがについて、各事業所で確認すること。

項目	減算要件	減算内容
定員超過	月平均の利用者数が、県に提出した運営規程に定める利用定員を超過した場合。 【算定式：単位毎（小数点切り上げ）】 $\frac{\text{月延利用人数} + \text{利用定員数}}{\text{サービス提供日数}} > \text{利用定員数}$	翌月から解消月までの利用者全員の報酬額を100分の70で算定する
	*上式でいう「月延利用人数」とは、同時に受け入れた最大利用者数を1か月分積み上げた数。 月平均の配置員数が、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて下回る場合 【算定式：単位毎】 $\frac{\text{実際に勤務した総延べ勤務時間数}}{\text{基準上満たすべき総延べ勤務時間数}} < 0.9$	(一割の範囲内で人員基準を下回った場合は、翌々月から解消月までの利用者全員の報酬額を100分の70で算定する)
人員欠如	*『基準上満たすべき勤務時間数』とは、基準上満たすべき従業者数がサービス提供時間に乗じた数。 月平均の配置員数が、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて下回る場合 【算定式：単位毎】 $\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人員}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$	

【Q】 職員の欠員により減算の必要が生じた場合の算務手続きを教えてください。
 【A】 利用定員の超過及び職員欠員はその月の末日に確定するため、必然的に届出は事後になりませんが、事実が確認され次第「介護給付算定に係る体制等に関する届出書」により届け出て下さい（「職員の欠員による減算の状況」欄の「2.看護職員」又は「3.介護職員」に○をつける）。
 また、次月以降に欠員が解消された場合は、解消された旨を同じく「介護給付算定に係る体制等に関する届出書」により届け出て下さい（「職員の欠員による減算の状況」欄の「1.なし」に○をつける）。

○ 減算のあるなしに関わらず、人員欠如・定員超過は基準違反であるため、県及び市町村による指導（場合によっては取消等の処分）の対象となる。
 都道府県は、従業者に欠員が生じている状態が継続する場合には、事業所に対し定員の見直し又は事業の休止を指導するものとする。指導に従わずに事業を継続する事業所に對しては、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。
 居宅算定基準留意事項

設備基準

- 下記設備は、専ら通所介護事業の用に供するものでなければならぬ。
- 専用区画の変更（増設等）があった場合は、必ず変更届を提出すること。

設備	要件
食堂及び機能訓練室	合計した面積（内法実測）が3㎡×利用定員以上の面積を有すること。
静養室	（利用定員に見合った広さの専用の静養スペース）
相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
事務室	（事務を行えるスペース）
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令に規定された設備
その他の設備	それぞれの用途に必要な広さと機能を有すること

<★H30年度一部改正>

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

六 通所介護

2 設備に係る基準

(4) 設備に係る共用

指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。ただし、指定通所介護事業所の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある病室、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合は、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

イ 当該部屋等において、指定通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。
 ロ 指定通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。
 また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。
 なお、設備を共用する場合、居宅基準第104条第2項において、指定通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定められているところであるが、衛生管理等に一層努めること。

運営基準

○ 重要事項を説明し、利用者の同意を得なければならぬ **居宅基準第 8 条**
介護保険のサービスは、利用者及びその家族に十分な説明を行い、重要事項を記載した
文書（重要事項説明書）を交付し、文書による同意を得たうえで開始すること
* 重要事項説明書に記載すべき事項
① 運営規程の概要
② 当該通所介護事業所に勤務する従業員の体制
③ 利用料金
④ 事故発生時の対応
⑤ 苦情処理の体制
⑥ 提供するサービスの第三者評価の状況（評価の指標、重点の実施年月日、評価結果の明示状況）
⑦ その他（秘密保持、衛生管理、事故発生時の対応など）

○ サービス提供の状況を記録しなければならぬ **居宅基準第 19 条**
利用者がサービスの利用状況や、支給限度額の残高を把握できるようにするため、通所
介護の提供日、内容等を記録しなければならない。
* 介護報酬算定の根拠となる実際のサービス提供時間、送迎の時間、通所介護に従事し
た職員の名、職種名、勤務時間等を明確にしておくこと。

○ 利用者・家族に係る秘密を保持しなければならない **居宅基準第 33 条**
業務上知り得た秘密を、正当な理由なく漏らしてはならない。
* 従業員や元従業員が秘密を漏らすことがないよう、雇用時の取り決め等を行う。
* サービス担当者会議等を行う場合に、利用者・家族の個人情報を利用する必要がある
ため、あらかじめ文書による利用者・家族の同意を得ておく。

○ 利用料及び費用の徴収に係る留意事項 居宅基準第 96 条

利用者から徴収することができる利用料及び費用は以下の通り
① 利用料
「法定代理受領サービス」… 介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証
に記載された負担割合を乗じた額
② 「法定代理受領サービス以外」… 介護報酬告示上の額（1.0割）
③ 通常の実施地域以外に居住する利用者の送迎費用
④ 時間延長料金
⑤ 食費
⑥ おむつ代
⑦ その他の日常生活費
(1) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する
場合に係る費用
(2) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場
合に係る費用
* 上記以外の費用の支払を受けることはできない。
* 上記料金であっても徴収をするためには、運営規程に金額を明記し、重要事項を説明する
際に利用者又はその家族に対して具体的に説明し、同意を得ておかなければならない。
* 上記料金の支払いを受けた場合には、利用者に対して通所介護の利用回数、費用区分等を
明確にした領収書を交付しなければならない。
* 介護予防通所介護では、③を徴収できない。

指定居宅サービス事業者は、法第四十一条第八項の規定により交付しなければならぬ
領収証に、指定居宅サービスについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のう
ち、同条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費
用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に
指定居宅サービスに要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に
要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用
の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
介護保険法施行規則第 65 条

通所介護では、利用料以外に「その他の費用の額」として「指定通所介護に通常要する
時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用
の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用」
を利用者から受け取ることができる。
基準解釈通知

利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定通所介護
を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである
指定通所介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額
を設けてはならない。
基準解釈通知

○ 通所介護計画を作成しなければならぬ 居宅基準第 99 条

全ての利用者について、居宅サービス計画に沿った通所介護計画を作成し、その内容を利用者・家族に説明し、同意を得た上で交付すること。

* 通所介護計画に記載すべき事項

- ① 機能訓練等の目標
- ② 目標を達成するための具体的なサービス内容等

* 他職種協働で、個々の利用者ごとに作成する。

* 計画等の作成に関し経験のある者や、介護の知識について知識と経験を有する者がとりまごめを行う。

* 利用者の状態変化等により居宅サービス計画が変更された場合には、通所介護計画も変更しなければならぬ。

* 計画に沿ったサービス実施状況や評価についても説明を行う。

○ 運営規程 居宅基準第 100 条

第 100 条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章(第五節を除く。)において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 1 事業の目的及び運営の方針
- 2 従業員の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- 4 指定通所介護の利用定員
- 5 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 6 通常の事業の実施地域
- 7 サービス利用に当たっての留意事項
- 8 緊急時等における対応方法
- 9 非常災害対策
- 10 その他運営に関する重要事項

<★ H30 年度一部改正 >

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成 11 年 9 月 17 日 老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

六 通所介護

3 運営に関する基準

(4) 運営規程

居宅基準第 100 条は、指定通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、同条第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

① 営業日及び営業時間(第 3 号)

指定通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。

なお、8 時間以上 9 時間未満の指定通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定通所介護事業所については、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。(居宅基準第 117 条第 3 号についても同趣旨)。

例えば、提供時間帯(9 時間)の前に連続して 1 時間、後に連続して 2 時間、合計 3 時間の延長サービスを行う指定通所介護事業所においては、当該指定通所介護事業所の営業時間は 12 時間であるが、運営規程には、提供時間帯 9 時間、延長サービスを行う時間 3 時間とそれぞれ記載するものとする(居宅基準第 117 条第 3 号の「営業日及び営業時間」についても同趣旨)

○ 事故発生時の対応 居宅基準第 104 条の 2

1 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならぬ。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護以外のサービス(宿泊サービス)の提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

居宅基準第 104 条の 2 は、利用者が安心して指定通所介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならぬこととしたものである。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

居宅基準第 104 条の 2 第 2 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、※ 2 年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定通所介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償責任を有することが望ましいこと。

③ 指定通所介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

なお、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応をおこなうこととする。

基準解釈通知

※ 和歌山県においては、条例により、サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならぬと定めています。

○ 記録を整備しなければならぬ 居宅基準第104条の3

事業者は、以下の記録を整備しておかなければならない。

- ① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
- ② 利用者に対する通所介護の提供に関する記録

(1) 通所介護計画

(2) 具体的なサービスの内容等の記録

(3) 利用者に関する市町村への通知に関する記録

(4) 利用者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

* 和歌山県指定の事業所については、条例により、上記の記録は、サービスの提供の日から5年間保存しなければならぬ。

○ 職員の勤務体制を確保しなければならぬ 居宅基準第101条

通所介護事業の従業者の勤務形態を、月毎の勤務表として作成し、保管すること。

* 勤務表に記載すべき事項（勤務表の様式：「勤務形態一覧表」）

① 当該従業者の職種

② 勤務時間数

③ 常勤・非常勤の別

④ 兼務の状況等

サービスの提供を、事業所の従業者によって行わなければならない。

* 通所介護事業所の従業者は、個人情報を取扱う場合や事故発生時等に、職員として対応する者でなければならない。

* 調理、洗濯、清掃等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託も可。

○ 非常災害対策を立てておくなければならない 居宅基準第103条

非常災害に関する具体的計画を立てておくなければならない。

* 消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）

* 風水害、地震等の災害に対処するための計画

関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者に周知しておくなければならない。

* 地域の消防機関への通報体制

* 消防団や地域住民との連携

定期的に避難・救出等の訓練を行わなければならない。

介護報酬算定に関する基準について

(1) 基本単位について<★H30年度一部改正>

- 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は算定できない。

平成30年4月1日～

事業所規模		通常規模型	大規模型
前年度の1月当たり平均	750人以下	751人以上	901人以上(Ⅱ)
利用延人員	900人以下(Ⅰ)		
介護報酬			
<8時間以上	要介護1	656単位	634単位
	要介護2	775単位	749単位
9時間未満	要介護3	898単位	868単位
の場合>	要介護4	1,021単位	987単位
	要介護5	1,144単位	1,106単位
			1,065単位

(2) 事業所規模による区別の取扱いについて

- 通所介護費の算定の基礎となる「事業所規模」の区分は、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により決定される。

※ 平均利用延人員数の算定にあたっては、3月分を除くことに注意！

- 正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施している事業所については、利用延人員数に6/7を乗じて月当たりの平均利用者数を計算する。

○ 上記にかかわらず、以下の場合は、利用定員に90%をかけた推計値により決定する。

① 前年度の実績が6月に満たない事業者の場合（新規指定事業者を含む）

② 前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする場合（ただし、4月1日付けの変更に限る。）

- 事業所規模の算定は、一体的に運営する第一号通所事業の利用人員も含む。また、1つ
の事業所が複数単位を実施する場合は、全ての単位を合算で行う。

(4) 事業所規模による区分の取扱い

- ① 事業所規模による区分については、施設基準第5号(1)に基づき、前年度の1月当
りの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当
該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所
に係る指定通所介護事業者が第一号通所事業(指定居宅サービス等基準第93条第1項
第3号に規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)の指定を受け一体的に事業を実
施している場合は、当該第一号通所事業における前年度の1月当たりの平均利用延人員
数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所介護事業者が第一
号通所事業の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実
態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該
第一号通所事業の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
- ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、3時間以上5時間未満の報酬を算定している
利用者(2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。)については、利
用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上7時間未満の報酬を算定している
利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員
数に含むこととされた第一号通所事業の利用者の計算に当たっては、第一号通所事業の
利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、
利用時間が5時間以上7時間未満の利用者については、利用者に4分の3を乗じて得た
数とする。ただし、第一号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受け
た者の最大数を営業日毎に加えていく方法により計算しても差し支えない。
- ③ 前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含
む)又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者におい
ては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た
当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とす
る。
- ④ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引
き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均
利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月(3月を除く。)の11月
当たりの平均利用延人員数とする。

- 指定通所介護事業者は、毎年3月に事業所規模算定区分の確認を行う必要がある。
- 変更がある場合は、3月15日までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、
「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」、「事業所規模チェック表」を作成し、所轄の
振興局健康福祉部へ提出すること(変更がない場合は特に届出の必要なし)

(3) その他介護給付費算定に係る取扱いについての注意点

- 災害時等の取り扱いについて

災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開
始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することが
やむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の翌月から所定単位数の減算を行うこと
はせず、やむを得ない理由がないにも関わらずその翌月まで定員を超過した状態が継続し
ている場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。
また、この場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その
理由を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととする。

居宅算定基準留意事項

- 2時間以上3時間未満のサービス提供について
 - ・ やむを得ない事情がある場合に限った例外的なサービスの提供である
 - ・ 利用者の心身その他の状況からやむを得ない事情をアセスメントにより把握し、プラン
に記載しておくこと。

(2) 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い

2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長
時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結
びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービ
スが困難な者(利用者等告示第14号)であること。なお、2時間以上3時間未満の通
所介護であっても、通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみのみの利
用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機
能訓練等が実施されるべきものであること。

居宅算定基準留意事項

- 所要時間による区分の取扱い

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけら
れた内容の通所介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、
当日のサービス進行状況や利用者の家族の迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を
超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されているとは認められないもの
であること。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単
位数が算定されるものであること(このようにな家族等の迎え等までの間の「預かり」サ
ービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。)

これに対して、当日の利用者の心身の状況から、実際の通所介護の提供が通所介護計画
上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差
し支えない。なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護
計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

居宅算定基準留意事項

○ 送迎時における居宅内介助の評価

通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであるが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たさず場合、1日30分以内を限度として、通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。

- ① 居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けた上で実施する場合
- ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、一般課程修了者、介護職員初任者研修修了者（二級職課程修了者を含む。）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

居宅算定基準留意事項

- 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス（以下「宿泊サービス」）を提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について
 - ・ 宿泊サービスは介護保険制度外の自主事業であるが、利用者保護の観点から、利用者に劣するサービス提供に支障がないかを指定権者が適切に判断できるよう、宿泊サービスの実態を把握するための届出を導入するとともに、事故報告の仕組みを構築する。
 - ・ 宿泊サービスの最低限の質を担保するという観点から、国において指針が定められた。

居宅基準第95条第4項

前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出るものとする。

居宅基準第104条の2第4項

指定通所介護事業者は、第95条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により、事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置（市町村、家族、居宅介護支援事業者等への連絡及び必要な措置、事故の状況及び採った処置についての記録）を講じなければならない。

宿泊サービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事、指定都市又は中核市の市長（以下「指定権者」という。）に届け出る必要があり、当該サービスの提供内容については、所定の様式によるものとする。また、指定通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。

指定通所介護事業者は届出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に指定権者に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに指定権者に届け出るよう努めることとする。

居宅基準解除通知

※厚生労働省より「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」（平成27年4月30日老振発第0430第1号、老老発第0430第1号、老推発第0430第1号）が发出されています。届出の方法等については、和歌山県ホームページ「きのくに介護 de ネット」をご確認ください。

○ 小規模な通所介護事業所の地域密着型サービス等への移行について

・ 小規模な通所介護事業所（定員18人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から地域密着型サービスに移行することとなる。

- ・ 小規模な通所介護事業所については、地域密着型通所介護への移行に際し、事業所の所在市町村の長から指定を受けたもの（施行日の前日において当該市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた場合には、当該他の市町村の長から指定を受けたもの）とみなす（医療介護総合確保推進法附則第20条）こととしており、新たな指定の申請は不要である。

・ 医療介護総合確保推進法附則第20条によるみなし指定を希望しない事業者は、同条ただし書きの申出を行って、みなし指定を受けないことが可能である。

平成27年3月2日、3日全国課長会議資料②

各種加算について

- 1 延長加算 <★H30年度一部改正>
- 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合に算定可能。
 - 通所介護の所要時間と前後に行う日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（「算定対象時間」）が、

9時間以上10時間未満の場合	+50単位
10時間以上11時間未満の場合	+100単位
11時間以上12時間未満の場合	+150単位
12時間以上13時間未満の場合	+200単位
13時間以上14時間未満の場合	+250単位
 - 延長サービスに係る利用料（介護給付費対象外サービス）
 - ・ 運営規程及び重要事項説明書に記載されていること。
 - ・ 利用者またはその家族に対し、事前に文書で説明をした上で同意を得ること。
 - ・ 延長加算との二重計上は不可。

問62 延長加算と延長サービスにかかる利用料はどうかという場合に徴収できるのか。

答62 通常要する時間を超えた場合にかかる利用料については、例えば通所介護においてサービス提供時間が9時間未満において行われる延長サービスやサービス提供時間が12時間以上において行われる延長サービスについては徴収できる。また、サービス提供時間が12時間未満において行われる延長サービスについては延長加算にかえて徴収できる。このとき当該延長にかかるサービス提供について届出は必要ない。ただし、同一時間帯について延長加算に加えて利用料を上乗せして徴収することはできない。

参考) 通所介護における延長加算および利用料の徴収の可否

- 例① 提供時間が9時間で3時間延長の場合（9時間から12時間が延長加算の設定）
- 例② 提供時間が8時間で4時間延長の場合（8時間から9時間の間は利用料、9時間から12時間が延長加算の設定）
- 例③ 提供時間が8時間で5時間延長の場合（8時間から9時間及び12時間から13時間の間は利用料、9時間から12時間が延長加算の設定）

サービス提供時間	～7	7～8	8～9	9～10	10～11	11～12	12～13
例①	介護報酬			延長加算			
例②	介護報酬			利用料	延長加算		
例③	介護報酬			利用料	延長加算		

平成24年4月改定関係Q&A (Vol.1)

2 中山間地域等に居住する者へサービスを提供する場合の加算

- 各事業所が、運営規程に定めている通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合に、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 「通常の事業の実施地域」とは、事業所の運営規程に定める「通常の事業の実施地域」。この加算を算定する場合、通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費は徴収不可。

中山間地域等とは

- ① 離島振興対策実施地域（離島振興法）
- ② 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法）
- ③ 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法）
- ④ 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律）
- ⑤ 振興山村（山村振興法）
- ⑥ 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法）
- ⑦ 半島地域（半島振興法）
- ⑧ 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）
- ⑨ 過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法）
- ⑩ 離島（沖縄振興特別措置法）

3 入浴介助加算 50単位/日

- 入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定される。
- 実際に入浴サービスを行った場合のみ算定可（シャワー浴：可、清拭：不可）

(7) 入浴介助加算の取扱い

通所介護入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである（利用者等告示第15号）が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、種力利用者自身の力で行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。

また、通所介護計画書上、入浴の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

居宅算定基準留意事項

- 4 中重度ケア体制加算 <★H30年度一部改正> 45単位/日
- 指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- 前年度（3月を除く。）又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。
- 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1以上確保していること。

- 共生型通所を行った場合の介護報酬を算定している場合は、当該加算は算定しない。＜★H30 年度改正＞ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）6 通所介護 注 8

5 生活機能向上連携加算 <★H30 年度新規>
 ※ 個別機能訓練加算を算定している場合 200 単位/月
100 単位/月

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）

6 通所介護

注 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1 月につき 200 単位を所定単位数に加算する。ただし、注 10（個別機能訓練加算）を算定している場合は、1 月につき 100 単位を所定単位数に加算する。

- 厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）

15 の 2 通所介護費、地域密着型通所介護費及び認知症対応型通所介護費における生活機能向上連携加算の基準

次に掲げる基準のうちいずれにも適合すること。
 イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第百十一号第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）第一条第二項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が二百未満のもの又は当該病院を中心とした半徑四キロメートル以内）に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者を勘案し、自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握すること（をいう。）、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局長通知）

7 通所介護費
 (10) 生活機能向上連携加算について

① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半徑 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この(10)において「理学療法士等」という。）が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。この場合の「リハビリテーション」を実施している医療提供施設とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の算出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。

② ①の個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ算定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とする。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。

③ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。

④ 個別機能訓練計画の進捗状況等について、3 月ごとに 1 回以上、理学療法士等が指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。

⑤ 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者の ADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及び IADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

⑥ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。

問35 指定通所介護事業所は、生活機能向上連携加算に係る業務について指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設と委託契約を締結し、業務に必要な費用を指定訪問リハビリテーション事業所等に支払うことになると考えようか。

答35 貴見のとおりである。なお、委託料についてはそれぞれの合議により適切に設定する必要があるのである。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

問36 生活機能向上連携加算は、同一法人の指定訪問リハビリテーション事業所若しくは指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)と連携する場合も算定できるものと考えようか。

問37 貴見のとおりである。
なお、連携先について、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の主たる担い手として想定されている200床未満の医療提供施設に原則として限って頂く旨や、リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)の有効活用、地域との連携の促進の観点から、別法人からの連携の求めがあった場合には、積極的に応じるべきである。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

6 個別機能訓練加算 <★H30 年度一部改正>
加算(Ⅰ)…46 単位/日、加算(Ⅱ)…56 単位/日

- 機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が利用者の居室を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居室を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。
- 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者に限る。)が個別機能訓練計画に基づき、機能訓練指導員に従事した経験者(以下「個別機能訓練」という。)について算定する。
- <★H30 年度一部改正> 指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅介護支援及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)7 通所介護(11)

- 個別機能訓練加算(Ⅰ)・・・昼時間帯を通じて常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置すること。例えば、一週間のうち月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等の曜日だけが配置されている曜日については、加算の対象とはならない。
- 通所介護事業所の看護職員が個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含まれない。

- 個別機能訓練加算(Ⅱ)・・・専従の機能訓練指導員を1名以上配置すること。例えば、一週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者者に周知されている必要がある。

●通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について(老振策第0327第2号)一部抜粋

- 個別機能訓練加算の目的、趣旨等について
 - 個別機能訓練加算(Ⅰ)について
 - ・利用者の自立の支援と日常生活の充実を算するよう複数メニューから選択できるプログラムの実施が求められ、座る・立つ・歩く等ができるようになるという身体機能の向上を目指すことを中心に行われるものである。
 - 個別機能訓練加算(Ⅱ)について
 - ・利用者が居宅や住み慣れた地域において可能な限り自立して暮らして続けることができるよう、身体機能の向上を目的として実施するのではなく、①体の動きや精神の動きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」といった生活機能の維持・向上を図るために、機能訓練指導員が訓練を利用者に対して直接実施するものである。
 - ・生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、実践的な訓練を反復して行うことが中心となるため、身体機能を向上させることには、実践的な訓練を反復して行うことが重要である。実際の生活上の様々な行為を構成する実践的な訓練そのものや、それを模した行動を反復して行うことにより、段階的に目標の行動ができるようになることを目指すこととなることから、事業所内外の実地的な環境下で訓練を行うことが望ましい。従って、例えば、「週に1回、囲碁教室に行く」といった具体的な生活上の行為の達成が目標ではなく、「週に1回、囲碁教室に行く」といった具体的な生活上の行為の達成が目標となる。また、居宅における生活行為(トイレに行く、自宅の風呂に一人で入る、料理を作る、掃除・洗濯をする等)、地域における社会的関係の維持に関する行為(商店街に買い物に行く、孫とメールの交換をする、インターネットで手紙を書く等)も目標となり得るものである。
 - 個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)の関係性
 - ・個別機能訓練加算(Ⅰ)については、身体機能の向上を目指すことを中心として行われるものであるが、個別機能訓練加算(Ⅱ)のみを算定する場合であっても、並行して生活機能の向上を目的とした訓練を実施することを妨げるものではない。
 - ・個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)をそれぞれ算定する場合は、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、別々の目標を明確に立てて訓練を実施する必要がある。

7 ADL維持等加算 <★H30年度新規>

ADL維持等加算(Ⅰ) …3単位/月 ADL維持等加算(Ⅱ) …6単位/月

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号)

6 通所介護

注11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ ADL維持等加算(Ⅰ) 3単位
- ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 6単位

○ 厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号)

15の2 通所介護費及び地域密着型通所介護費におけるADL維持等加算の基準
イ ADL維持等加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること

(1) 利用者(当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を連続して六月以上利用し、かつ、その利用期間(②において「評価対象利用期間」という。)に於いて、五時間以上の通所介護費の算定回数が五時間未満の通所介護費の算定回数を超える者)に限る。以下に同じ。(2)の総数が二十人以上であること。

(2) 利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月(複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。)において、要介護状態区分が要介護三、要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の十五以上であること。

(3) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の法第二十七条第一項の要介護認定又は法第三十二条第一項の要支援認定があった月から起算して十二月以内である者の占める割合が百分の十五以下であること。

(4) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して六月目において、機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づき値(以下この号において「ADL値」という。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者(⑤において「提出者」という。)の占める割合が百分の九十以上であること。

(5) 評価対象利用開始月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値(以下「ADL利得」という。)が多い順に、提出者の総数の上位百分の八十五に相当する数(その数に一未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)の利用者について、次の(一)から(三)までに掲げる利用者の区分に応じ、当該(一)から(三)までに定める値を合計して得た値が零以上であること。

- (一) ADL利得が零より大きい利用者
- (二) ADL利得が零の利用者
- (三) ADL利得が零未満の利用者マイナス

ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること

(1) (イ)から(ロ)までの基準に適合すること。
(2) 当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者について、算定日が属する月に当該利用者のADL値を測定し、その結果を厚生労働省に提出していること。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

7 通所介護費

(12) ADL維持等加算について

- ① ADLの評価は、Barthel Index を用いて行うものとする。
- ② 大臣基準告示第16号の2イ(4)におけるADL値の提出は、サービス本体報酬の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することで行う。
- ③ 大臣基準告示第16号の2ロ(2)におけるADL値の提出は、ADL維持等加算(Ⅱ)の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することで行う。なお、当該提出は、当該提出の月の属する年の1月から12月までが評価対象期間となる際に大臣基準告示第16号の2イ(4)によって求められるADL値の提出を兼ねるものとする。

④ 平成30年度については、平成29年1月から12月までの評価対象期間について、次のイからハまでを満たしている場合に算定できるとする。

イ 大臣基準告示第16号の2イ(1)から(3)までの基準を満たすことを示す書類を保存していること。
ロ 同号イ(4)の基準(厚生労働大臣への提出を除く。)を満たすことを示す書類を保存していること。

ハ 同号イ(5)中「提出者」を「ADL値が記録されている者」とした場合に、同号イの基準を満たすことを示す書類を保存していること。

⑤ 平成31年度以降に加算を算定する場合であって、加算を算定する年度の初日の属する年の前年1月から12月までの間に、指定居宅サービス介護給付費単位数発表の通所介護費の注11に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ている場合には、届出の日から同年12月までの期間を評価対象期間とする。

○ ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について <※別添①参照>
(老振策 0406 第1号 老老第 0406 第3号 平成30年4月6日)

問37 平成30年度のADL維持等加算の算定の可否を判断する場合、平成29年1月から12月が評価対象期間となるが、この時期に、加算を算定しようとする指定通所介護事業所が指定介護士防通所介護事業所と一体的に運営されていた場合、指定居宅サービス基準第16条の2イ(1)の「利用者」には、当該指定介護士防通所介護事業所の利用者も含まれるか。

答37 含まれない。本件加算は、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護が対象である。なお、指定居宅サービス基準第16条の2イ(3)に「要支援認定」とあるのは、「利用者」に要支援者を含むとの意味ではなく、初回の要支援認定の後、評価対象利用開始月までの間に要介護認定を受ける場合を想定したものである。

10 栄養改善加算 <★H30年度一部改正>

150 単位/回 (月2回を限度)

- 低栄養状態にある者又はそのおそれのある利用者に対し、利用者の低栄養状態の改善を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものについて算定する。
- 1月2回を限度とし、3月以内の期間に限る(ただし、3月ごとの評価の結果継続の必要性が認められる場合には引き続き算定可)。
- 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置

問34 通所サービスにおいて栄養改善加算を算定している者に対しては管理栄養士による居室栄養管理指導を行うことは可能か。

答34 管理栄養士による居室栄養管理指導は通所又は通所が困難な者が対象となるため、栄養改善加算の算定基準等、通所サービス利用者に対して当該指導を行うことは想定されない。

※ 平成18年度報酬改定Q&A(vol. 2)(平成18年5月2日) 通所介護・通所リハビリテーションの間2は削除する。
平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

11 栄養スクリーニング加算 <★H30年度新規>

5 単位/回

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号) 6 通所介護
注15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合には、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合には、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合については算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- 厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号) 19の2 通所介護費における栄養スクリーニング加算の基準
通所介護費等算定方法第一号に規定する基準に該当しないこと。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
(16) 栄養スクリーニング加算について
① 栄養スクリーニングの算定に係る栄養状態に関するスクリーニングは、利用者ごとにいわゆるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。

問38 ADL維持等加算について、評価対象利用期間は指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所を連続して6月以上利用した期間とされているが、1)この「連続して利用」とは、毎月1度以上利用していることを指すのか。2)この「連続して6月以上利用」は評価対象期間内である必要があるのか。3)6月より多く連続して利用している場合、当該連続しているすべての月を評価対象利用期間とするのか。

答38 1) 貴見のとおりである。
2) 貴見のとおりである。評価対象期間は、評価対象期間の一部であることを想定している。つまり、その最初の月から最後の月まで、評価対象期間に含まれている必要がある。
3) 連続しているすべての月ではなく、その中に最初の月が最も早い6月の期間を評価対象利用期間とする。例えば、2月から11月まで連続利用がある場合は、2月から11月までではなく、2月から7月までを評価対象利用期間とする。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

問39 ADL維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、算定しようとする月の5時間未満の通所介護の算定回数が5時間以上の通所介護の算定回数以上の利用者でも算定できるのか。

答39 できる。
平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

8 認知症加算 <★H30年度一部改正>

60 単位/日

- 指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- 前年度(3月を除く)又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が100分の20以上であること。
- 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たると認められる介護指導者研修、認知症実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1以上確保していること。
- 共生型通所を行った場合の介護報酬を算定している場合は、当該加算は算定しない。 <★H30年度改正> 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号) 6 通所介護 注12

9 若年性認知症利用者受入加算

60 単位/日

- 若年性認知症患者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症)によって要介護者になった者をいう。)に対して指定通所介護を行った場合に、当該加算として1日につき60単位を所定単位数に加算する。
- 認知症加算を算定している場合は、算定しない。

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

居宅算定基準留意事項

② 栄養スクリーニング加算の算定に当たっては、利用者については、利用者のついて、次に掲げるイからニ
 に関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。
 イ BMIが18.5未満である者
 ロ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の集約につ
 いて」（平成18年6月9日老第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する
 基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
 ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者
 ニ 食事摂取量が不良（75%以下）である者
 ③ 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定
 することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継
 続的に実施すること。
 ④ 栄養スクリーニング加算に基づき栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算に係る栄
 養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月
 でも栄養改善加算を算定できること

○ 居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の
 提示について（平成18年3月31日老第09331009号厚生労働省老健局長通知）を参照
 <※別添②参照>

問30 当該利用者が、栄養スクリーニング加算を算定できるサービスを複数利用している場合、
 栄養スクリーニング加算の算定事業数をどのように判断すればよいか。
 答30 サービス利用者が利用している各種サービスの栄養状態との関連性、実施時間の重複、栄
 養改善サービスの重複実施、栄養スクリーニングの実施可能性等を踏まえ、サービス担当者
 会議で検討し、介護支援専門員が判断・決定するものとする。
 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)

1.2 □ 口腔機能向上加算 150 単位/回（月2回を限度）
 ○ 口腔機能が低下している者又はそのおそれのある利用者に対し、当該利用者の口腔機
 能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・燕
 下機能に関する訓練若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資す
 ると認められるものについて算定する。
 ○ 1月2回を限度とし、3月以内の期間に限る（ただし、3月ごとの評価の結果継続の
 必要性が認められる場合には引き続き算定可）。

1.3 事業所と同一建物に居住する利用者等に対する減算 ▲94 単位/日
 ○ 指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から
 当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合
 ※ 傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情によ
 り送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、減算しない。

事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合
 について
 ① 同一建物の定義
 「同一建物」とは、当該指定通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を
 指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定通所介護事業所がある場合や、
 当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や
 道路を挟んで隣接する場合は該当しない。
 また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所
 介護事業所の指定通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。
 ② なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない
 事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算
 対象とならない。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な
 要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の
 従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所介護事業所の間の往復の移動を介
 助した場合に限ること。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必
 要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会
 議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所介護計画に記載すること。また、
 移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。

居宅算定基準留置事項
 1.4 送迎を行わない場合の減算 ▲47 単位/片道
 利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施して
 いない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、事業所と同一建物に居住する利用
 者等に対する減算の対象となっていない場合には、当該減算の対象とはならない。

問60 指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスを利用する場合の送迎減算
 の考え方が如何。
 答60 宿泊サービスの利用の有無にかかわらず、送迎をしていなければ減算となる。
 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)

問61 送迎減算は、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせずに行うこ
 とにため、利用者宅に迎えに行ったが、利用者や家族等の都合で結果的に利用者の
 家族等が、事業所まで利用者を送った場合には、減算の対象とならないのか。
 答61 送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさ
 せた上で、実際の送迎の有無を権限の上、送迎を行っていない場合は減算となる。
 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)

問5 指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービ
 ス（宿泊サービス）を連続して利用する場合に、初日と最終日を除き、行き帰りの送迎を実施
 しないこととなるが、送迎減算（47 単位×2）と同一建物減算（94 単位）のどちらが適用
 されるのか。
 答5 同一建物減算（94 単位）については、事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一
 建物から事業所に通う者について適用するものであるため、当該事業所は送迎減算（47 単位
 ×2）が適用される。
 なお、初日と最終日についても片道の送迎を実施していないことから、送迎減算
 （47 単位）が適用される。 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.2)

サービス提供体制強化加算

- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イイ…18 単位/回
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ…12 単位/回
- サービス提供体制強化加算(Ⅱ)…6 単位/回
- サービス提供体制強化加算(Ⅲ)…6 単位/回

○ 次のいずれかに該当する場合に算定

- ・加算(Ⅰ)イ…当該指定通所介護事業所の介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
- ・加算(Ⅰ)ロ…当該指定通所介護事業所の介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が40%以上であること。
- ・加算(Ⅱ)…当該指定通所介護事業所の指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数の内、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること。
- ・加算(Ⅲ)…当該指定療養通所介護事業所の指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員の内、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること。

※定員超過利用、人員基準欠如に該当している場合は算定できない。

共生型通所介護サービスに関する基準等について<★H30年度新規>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

六 通所介護

4. 共生型通所介護に関する基準

共生型通所介護は、指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業業者、指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業業者、指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業業者、原簿福祉法に基づく指定通所支援の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者又は指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対して提供する指定通所介護をいうものであり、共生型通所介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。

- (1) 従業者の員数及び管理者(居室基準第105条の2第1号、居室基準第105条の3)
 - ① 従業者

指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業所(以下この4において「指定生活介護事業所」という。)の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)の数を合せて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)は障害支援区分5とみなして計算すること。
 - ② 管理者

指定通所介護の場合と同趣旨であるため、第3の六の1の(4)を参照されたい。なお、共生型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えない。
- (2) 設備に関する基準

指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。ただし、指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等については要介護者が使用するものに適したものとするとよう配慮すること。なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーテーション等の仕切りは、不要であること。
- (3) 指定通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。(居室基準第105条の2第2号)
- (4) 運営等に関する基準(居室基準第105条の3)

居室基準第105条の3の規定により、居室基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第34条まで、第35条から第38条の2まで、第38条、第52条、第92条及び第95条第4項並びに第7章第4節(第105条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用されるものであるため、第3の一の3の(1)から(7)まで、(9)、(11)、(14)、(16)、(22)、(24)から(26)まで及び(28)第3の二の3の(4)並びに第3の六の2の(5)及び3の(1)から(8)までを参照されたいこと。この場合において、準用される居室基準第100条第4号及び第102条の規定について、共生型通所介護の利用定員は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいうものであること。つまり、介護給付の対象となる利用者(要介護者)の数と障害給付の対象となる利用者(障害者及び障害児)の数との合計数により、利用定員を定めること。例えば、利用定員が20人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えないこと。

(6) その他の留意事項

多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動すること
と、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サ
ービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。
そのため、同じ場所において、サービスを提供する時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提
供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間帯に障害児に対
して放課後等デイサービスを提供する場合）は、共生型サービスとして認められないもので
ある。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

6 通所介護

注4 共生型居宅サービスの事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第
78 条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において、
共生型通所介護（指定居宅サービス基準第105条の2に規定する共生型通所介護をいう。）
以下この注において同じ。）を行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位
数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障
害福祉サービス等基準第155条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者を
いう。）又は指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第
1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）が当該事業を行う事業所にお
いて、共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定
し、共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づき指定
通所支援の事業者の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号、
以下この注において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発
達支援事業者をいい、主として重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。）を
通所支援する事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援
事業者をいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護
を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型居宅サ
ービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に
規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を
通所支援する指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課
後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所におい
て、別添に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定
通所介護事業所において、注4を算定している場合は、生活相談員配置加算として、1
日につき13.1単位を所定単位数に加算する。

○ 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）

14の2 通所介護費及び地域密着型通所介護費における生活相談員配置加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 生活相談員を一名以上配置していること。

ロ 地域に貢献する活動を行っていること。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及
び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に
伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通
知）

(6) 生活相談員配置加算について

- ① 生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）は、共生型通所介護の提供目ごとに、当該共生型
通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があるが、共生型通所介護の指定を受ける
障害福祉制度における指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練
（生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下この
⑥において「指定生活介護事業所等」という。）に配置している従業員の中に、既に生活相
談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しては差し支えない。
なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ
加算の算定対象となる。
- ② 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会など）の提
供」、「認知症カフェ・食卓等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開
催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会
等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、
地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。
- ③ なお、当該加算は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算定する
ことができるものであること。

問44 平成30年4月から、共生型サービス事業所の指定が可能となるが、指定の際には、現行の「訪問
介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」として指定するのか、それとも、新しいサービス
類型として、「共生型訪問介護」、「共生型通所介護」、「共生型短期入所生活介護」として指
定が必要となるのか、それとも「みなし指定」されるのか。

答44 共生型サービスは、介護保険又は障害福祉サービスのいずれかか居宅サービス（デイサービス、ホーム
ヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業者が、もう一方の制度における居宅
サービスの指定も受けやすくするため、あくまでも「居宅サービスの指定の特例」を設けたものであ
るため、従前通り「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」として、事業所の指定申
請に基づき自治体が指定する。

なお、当該指定の申請は、既に障害福祉サービスの指定を受けた事業者が行うこととなるが、
いずれの指定申請先も都道府県（*）であるため、指定手続について可能な限り簡素化を図る観
点から、障害福祉サービス事業者の指定申請の際に既に提出した事項については、申請書の記載
又は書類の提出を省略できることとしており、別途を参照されたい。

(*) 定員18人以下の指定生活介護事業所等は、（共生型）地域密着型通所介護事業所として指定
を受けることとなるが、当該指定申請先は市町村であるため、申請書又は書類の提出は、生活
介護事業所等の指定申請の際に既に都道府県に提出した申請書又は書類の写しを提出すること
により行われることができることとしている。

※ 指定障害福祉サービス事業者が、「共生型サービスの指定の特例」を受けるとなく、通
常の介護保険の居宅サービスの指定の申請を行う場合についても同様の取扱いとする。

問45 改正後の介護保険法第72条の2第1項ただし書に規定されている共生型居宅サービス事業者の特別に係る「別段の申出」とは具体的にどのような場合に「行われること」を想定しているのか。

- (1) 例えば、障害福祉制度の生活介護の指定を受けている事業者が、指定申請を行う場合、
- ①「別段の申出」をしなれば、共生型の通所介護の基準に基づき指定を受けることができる
- ②「別段の申出」をすれば、通常の通所介護の基準に基づき指定を受けることになるというところか。

(2) 介護報酬については、

- 上記①の場合、基本報酬は所定単位数に93/100を乗じた単位数
- 上記②の場合、基本報酬は所定単位数(通常の通所介護と同じ)ということか。

答46 【(1)について】

- ・ 費見のとおりである。
- ・ 共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス(デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ)の指定を受けている事業者が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくなる。「(共生型)居宅サービスの指定の特例」を載けたもの。
- ・ (1)の場合、指定障害福祉事業者が介護保険サービスを行うことになるが、

- ①指定障害福祉事業者が、(「(共生型)居宅サービスの基準を満たさない場合
 - ②指定障害福祉事業者が、介護保険サービスの基準を満たす場合(※現在も事実上の共生型サービスとして運営可能)がある
- ため、②の場合に「別段の申出」を必要としているもの。

・ なお、「別段の申出」については、以下の事項を記載した申請書を、当該申出したに係る事業者の所在地の指定様式に対して行う。

- ア 当該申出に係る事業者の名称及び所在地並びに申請者及び事業者の管理者の氏名及び住所
- イ 当該申出に係る居宅サービスの種類
- ウ 法第72条の2第1項等に規定する特例による指定を必要とする旨

【(2)について】

- ・ 費見のとおりである。

《参考》 介護保険法(平成9年法律第123号)

(共生型居宅サービス事業者の特例)

第72条の2 訪問介護、通所介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスに係る事業者については、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の指定(当該事業者により行われる居宅サービスの種類)に於いて厚生労働省令で定める種類の同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援(以下「障害児通所支援」という。)に係るものに限る。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第二十九条第一項の指定(障害福祉サービス事業者の指定(当該事業者により行われる居宅サービスの種類)に於いて厚生労働省令で定める種類の障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)に係るものに限る。))を受けている者から当該事業者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)の第四項において適用する場合を含む。)の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときに於ける第七十条第二項(第七十条の二第四項において適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第七十条第二項中「従事する事業者」とあるのは「第七十二条の二第二項第一号の指定居宅サービスに従事する事業者に係る」とあり、「同項」とあるのは「同項」とあり、「同項第三号中「第七十四条第二項」とあるのは「第七十二条の二第二項第一号」とあり、「同項第三号中「第七十四条第二項」とあるのは「第七十二条の二第二項第一号」とあり、「同項第三号中「第七十四条第二項」とあるのは「第七十二条の二第二項第一号」とあり、「同項第三号中「第七十四条第二項」とあるのは「第七十二条の二第二項第一号」とあり、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

- 一 当該申請に係る事業者の知識及び技能並びに人員が、指定居宅サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準及び都道府県の条例で定める員数を満たしていること。
- 二 申請者が、都道府県の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に於て適正な居宅サービス事業者の運営をすることができると認められること。

2～5 (略)

問46 共生型サービス事業者の指定を行う際、指定通知書等に明確に「共生型」と区分する必要があるのか。

答46 不要である。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

問47 通所介護(都道府県指定)の利用定員は19人以上、地域密着型通所介護(市町村指定)の利用定員は18人以下とされているが、例えば、障害福祉制度の生活介護の指定を受けた事業者が介護保険(共生型)の通所介護の指定を受ける場合、定員19人以上であれば都道府県に指定申請を、定員18人以下であれば市町村に指定申請を行うことになるのか。

答47 共生型通所介護の定員については、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業者等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限であり、介護給付の対象となる利用者(要介護者)と障害給付の対象となる利用者(障害者)との合算で、利用定員を定めるところとなるため、費見のとおりである。

なお、障害福祉制度の指定を受けた事業者が介護保険(共生型)の訪問介護又は短期入所生活介護の指定を受ける場合、これらのサービスのサービスには市町村指定の地域密着型サービスは存在しないため、事業者所管に関わらず、都道府県に指定申請を行うことになる。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

問48 共生型通所介護(障害福祉制度)の生活介護事業者等が、要介護者へ通所介護を行う場合の場、定員超過の減算はどちらを対象に、どのように見らるべきか。

答48 共生型通所介護事業者の定員については、介護給付の対象となる利用者(要介護者)と障害給付の対象となる利用者(障害者)との合算で、利用定員を定められているため、合算が利用定員を超えた場合には、介護給付及び障害給付の両方が減算の対象となる。

※ 共生型短期入所生活介護事業者についても同様の取扱いとする。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

問49 共生型通所介護事業者と共生型短期入所生活介護事業者(介護保険の基準を満たしていない障害福祉の事業者)の人員基準及び減算は、障害福祉の事業者として人員基準を満たすべき員数を下回った場合には、介護給付と障害給付の両方が減算の対象となるものと考えてよいのか。

答49 費見のとおりである。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

○ 共生型サービス事業者の指定手続の省略・簡素化
<※別添③参照>

老振発 0406 第 1 号
老老発 0406 第 3 号
平成 30 年 4 月 6 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長
（公印省略）
老人保健課長
（公印省略）

ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について

通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等サービス」という。）における ADL 維持等加算の算定については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）、「厚生労働大臣が定める利用者等」（平成 24 年厚生労働省告示第 95 号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 96 号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 1 日付老企発第 36 号通知）及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日付老計発第 0331005 号・老振発第 0331018 号通知）によるほか、各都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下「都道府県等」という。）、各市町村（特別区を含む。以下「市町村等」という。）及び各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）における ADL 維持等加算の算定の可否に係る事務処理手順及び様式例は、この通知のとおりとするため、御了知の上、管下市町村等、関係団体、関係機関にその周知をお願いする。

記

1 ADL 維持等加算の概要

ADL 維持等加算は、一定の要件を満たす通所介護等サービスを提供する事業所（以下「通所介護等事業所」という。）において、評価対象期間（加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の 1 月から 12 月までの期間（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日の属する月から同年 12 月までの期間。）、）内に当該通所介護等サービスを利用した者の ADL の維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合に、当該評価対象期間の翌年の 4 月から始まる年度における通所介護等サービスの提供につき加算を行うものである。

ADL 維持等加算の算定要件については、上記の告示及び通知を参照すべきものであるが、評価対象期間において当該加算を算定しようとする通所介護等事業所が満たすべき要件（「厚生労働大臣が定める基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「大臣基準告示」という。）第 16 号の 2 イ 参照。以下「加算の要件」という。）は以下の通りである。

- (1) 利用者（当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を連続して 6 月以上利用し、かつ、その利用期間（(2) において「評価対象利用期間」という。）において、5 時間以上の通所介護費の算定回数が 5 時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。以下同じ。）の総数が 20 人以上であること。
- (2) 利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月（複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。）において、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 及び要介護 5 である者の占める割合が 100 分の 15 以上であること。
- (3) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条第 1 項の要介護認定又は介護保険法第 32 条第 1 項の要支援認定があった月から起算して 12 月以内である者の占める割合が 100 分の 15 以下であること。
- (4) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して 6 月目において、機能訓練指導員が ADL を評価し、その評価に基づく値（以下「ADL 値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者（(5) において「提出者」という。）の占める割合が 100 分の 90 以上であること。
- (5) 評価対象利用開始月から起算して 6 月目の月に測定した ADL 値から評価対象利用開始月に測定した ADL 値を控除して得た値（以下「ADL 利得」という。）が多い順に、提出者の総数の上位 100 分の 85 に相当する数（その数に 1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）の利用者について、次の①から⑤までに掲げる利用者の区分に応じ、当該①から⑤までに定める値を合計して得

た値が0以上であること。

- ① ADL利得が0より大きい利用者 1
- ② ADL利得が0の利用者 0
- ③ ADL利得が0未満の利用者 マイナス1

※ 平成30年度については、平成29年1月から12月までの評価対象期間について、次のイからハまでを満たしている場合に算定できることとする。

イ 大臣基準告示第16号の2イ(1)から(3)までの基準を満たすことを示す書類を保存していること。

ロ 同号イ(4)の基準(厚生労働大臣への提出を除く。)を満たすことを示す書類を保存していること。

ハ 同号イ(5)中「提出者」を「ADL値が記録されている者」とした場合に、同号イ(5)の基準を満たすことを示す書類を保存していること。

(「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日付老企発第36号通知)及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日付老計発第0331005号・老振発第0331018号通知)参照。)

2 ADL維持等加算の対象事業所の決定に係る事務処理の流れ

ADL維持等加算の対象事業所の決定について、平成30年度は「ADL維持等加算の対象事業所の決定に関する事務フロー(平成30年度に算定する場合)」(別紙1)に基づき、平成31年度以降は「ADL維持等加算の対象事業所の決定に関する事務フロー(平成31年度以降に算定する場合)」(別紙2)に基づき、「ADL維持等加算の事務スケジュール」(別紙3)で示すスケジュールで決定することとし、当該決定に係る事務処理については、通所介護等事業所に関する介護給付費算定に係る体制等に関する通知(※1)で定める「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(※2)」の「ADL維持等加算」及び「ADL維持等加算(申出)の有無」と別紙19「ADL維持等加算に係る届出書」の届出を基に、指定権者(都道府県等又は市町村等)及び各都道府県の国保連合会において行うこととする。

※1 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービス

に要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」(平成12年3月8日老企第41号・厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

※2 別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」又は別紙1-3「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」

3 平成30年度のADL維持等加算の算定に係る事務の流れ

(1) 事業所による届出について

加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成30年度にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする月の前月の15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」及び「ADL維持等加算に係る届出書」を指定権者に届け出る必要がある。

(2) 指定権者が行う事務処理について

① 事業所の算定の可否の決定及び事業所等に対する通知

指定権者は、当該加算を算定しようとする月の前月の15日までに通所介護等事業所から受理した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」の内容を確認するとともに、当該事業所から受理した「ADL維持等加算に係る届出書」において、当該事業所が加算の要件(□)から(○)までを全て満たすかを確認した上で、ADL維持等加算の対象事業所を決定することとする。

また、指定権者は、当該加算の算定の可否を当該事業所(都道府県が事業所に通知する場合)には、当該事業所の所在する市町村等にも通知することとする。)に通知するとともに、都道府県は各事業所の当該加算の算定の可否を届出月の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

② 居宅介護支援事業所、住民等に対する周知

指定権者は、ADL維持等加算の対象事業所情報を公表し、居宅介護支援事業所、住民等に周知することにより、4月からの利用者の事業所の選択、居宅介護支援事業所における給付管理業務、ケアプラン作成等に支障の生ずることがないように対応されたい。

(3) 国保連合会が行う事務処理について

国保連合会は、都道府県から、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」を届出月の事業所異動連絡票情報として受理することにより、各事業所における当該加算を算定しようとする年度の当該加算の算定の可否を確認することとする。

4 平成31年度以降のADL維持等加算の算定に係る事務の流れ

(1) 事業所による届出について

加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成31年度以降にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の12月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」の届出（届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合には、「ADL維持等加算（申出）の有無」の届出は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合には、「ADL維持等加算（申出）の有無」を「なし」として届出ることが必要となる。）を行うとともに、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」並びに「ADL維持等加算」の1から4まで及び5(3)から5(5)までの届出を行う必要がある。

(2) 指定権者が行う事務処理について

① 事業所からの申出の受理、国保連合会に対する送付

指定権者は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の12月15日までに、通所介護等事業所から受理した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」の内容を確認するとともに、都道府県は当該届出を届出月の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

② 事業所の算定の可否の決定及び事業所等に対する決定通知

都道府県は、国保連合会から送付された「ADL維持等加算算定要件適合事業所一覧表」（別紙4）及び「ADL維持等加算算定要件不適合一覧表」（別紙5）のうち、指定都市又は中核市が指定する事業所分について、それぞれの市へ送付しなければならない。

指定権者は、(別紙4)において当該加算の要件の(1)及び(2)を満たす事業所について、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、当該事業所から受理した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」の内容を確認するとともに、当該事業所から受理した「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4まで及び5(3)から5(5)までにより、当該事業所が当該加算の要件(3)から(5)までを満たすかを確認した上で、ADL維持等加算の対象事業所を決定し、当該加算の算定の可否を事業所（都道府県が事業所に通知する場合）にあつては、当該事業所の所在する市町村等にも通知することとする。）に通知するとともに、都道府県は各事業所の当該加算の算定の可否を、当該加算を算定しようとする年度の4月届出分の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

③ 居宅介護支援事業所、住民等に対する周知

指定権者は、ADL維持等加算の対象事業所情報を公表し、居宅介護支援事業所、住民等に周知することにより、4月からの利用者の事業所の選択、居宅介護支援事業所における給付管理業務、ケアプラン作成等に支障の生ずることがないように対応されたい。

(3) 国保連合会が行う事務処理について

国保連合会は、都道府県から、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」を届出月の事業所異動連絡票情報として受理することにより、各事業所における当該加算を算定しようとする年度の当該加算の算定の可否について確認することとする。

また、国保連合会は、各事業所の当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年のADL維持等加算の申出については、都道府県から、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」を、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の一月処理分の事業所異動連絡票情報として受理した上で、以下①～③の手順に従って算定要件適合の確認に関する事務処理を行うこととする。

① 評価対象受給者の抽出

国保連合会は、受給者台帳及び管轄区域内全ての通所介護等事業所（評価対象期間の1月～12月の間でサービス提供がない事業所は除く。以下同じ。）の給付実績（当該全ての通所介護等事業所から国保連合会に対し請求した現物給付分に限る。）より、評価対象期間のうち、全ての通所介護等事業所のうち一つの事業所を連続して6月以上利用し、かつ、その利用期間（以下「評価対象利用期間」という。）において、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者を抽出することとする。

② 評価基準値の算出等

ADL維持等加算の対象事業所は、次の(i)及び(ii)の算定式に適合している必要がある。国保連合会は、全ての通所介護等事業所について、事業所番号・通所介護等サービスの種類ごとに(i)及び(ii)を用いて評価基準値を算出する。

なお、評価対象受給者について、事業所の所在地が他都道府県であるものは、当該事業所の所在する都道府県の国保連合会と当該評価対象受給者が所在する都道府県の国保連合会が当該情報の交換を行った上で、評価基準値を算出すること。

(i) 評価対象受給者の数

評価対象受給者数 (A) ≥ 20

A：②の評価対象受給者の数

(ii) 重度者の割合

$$\frac{\text{評価対象受給者数 (A)}}{\text{重度者数 (B)}} \geq 0.15$$

評価対象受給者数 (A)

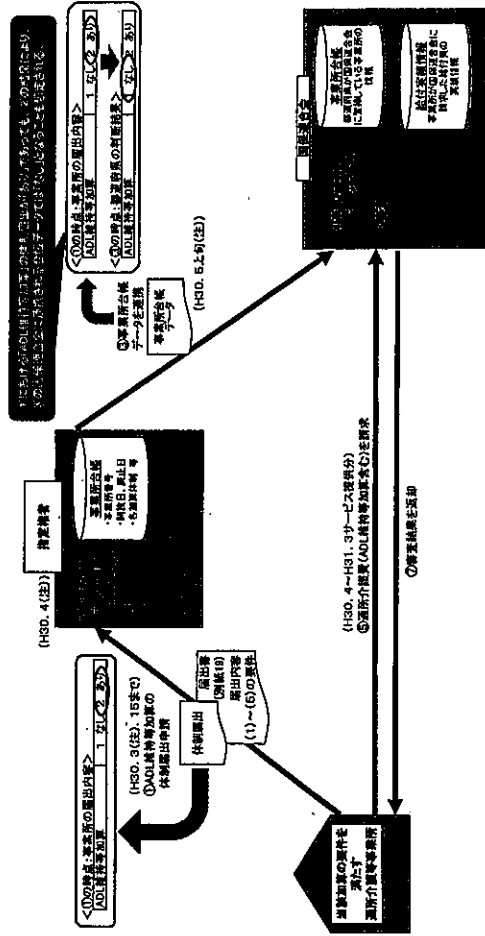
B : ②の評価対象受給者のうち、評価対象利用期間の初月 (複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。) において、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の数

③ 算定要件適合一覧表等の送付

国保連合会は、②において算出した評価基準値に基づき、次のとおり資料を作成し、各年2月下旬に各都道府県、各市町村宛に送付する。

- (i) ②の全てを満たす場合は、「ADL維持等加算算定要件適合事業所一覧表」(別紙4)を作成する。
- (ii) ②のいずれか1以上を満たさない場合は、「ADL維持等加算算定要件不適合事業所一覧表」(別紙5)を作成する。

別紙1 ADL維持等加算の対象事業所の決定に関する手順フロー(平成30年度に算定する場合)



注 年度途中で算定の届出が廃止した場合は、各事業所が算定しようとする月の前月(平成31年2月まで)

別紙4

ADL維持特加算算定要件不適合事業所一覧表

以下に該当事業所について、平成30年度のADL維持特加算算定のための条件(※)に違反しましたので、お知らせします。

平成30年10月
OK
〇〇県国民健康保険団体系事業所

事業所番号	サービス提供名称	サービス提供名	ADL維持特加算(※)の有無	許容対象人数(D)	定員総数(T)	定員利用率(T/D)(%)
999999991	〇〇事業所	通所介護	あり	22	22	100
999999992	〇〇事業所	通所介護	なし	75	61	81

※ 算定のための条件=①許容対象人数が20人以上、②定員利用率が70.815%以上の状態で算定していること

- 事業所名(国・都道府県)- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇地区〇〇丁目〇〇番地
- 事業所番号- サービス提供事業所の施設番号(施設種別)とサービス提供事業所番号
- サービス提供名称- サービス提供事業所の名称
- サービス提供名- 通所介護又は在宅介護支援センター
- サービス提供人数- サービス提供事業所の定員数
- 定員総数- サービス提供事業所の定員数(施設種別)とサービス提供事業所番号
- 定員利用率- サービス提供事業所の定員利用率(%)
- 注1：算定対象となる年度の最初の月の末日(4月)
- 注2：算定対象となる年度の最初の月の末日(4月)
- 注3：許容対象人数のうち、0時間以上の通所介護の受給者が中心となる場合は、通所介護の定員数を算定する。
- 注4：事業所番号(10桁)-事業所種別(1桁)と事業所番号(0000000000)の合計で算定する。

別紙5

ADL維持特加算算定要件不適合事業所一覧表

以下に該当事業所について、平成30年度のADL維持特加算算定のための条件(※)に違反しましたので、お知らせします。

平成30年10月
OK
〇〇県国民健康保険団体系事業所

事業所番号	サービス提供名称	サービス提供名	ADL維持特加算(※)の有無	許容対象人数(D)	定員総数(T)	定員利用率(T/D)(%)
999999991	〇〇事業所	通所介護	あり	22	22	100
999999992	〇〇事業所	通所介護	なし	75	61	81

※ 算定のための条件=①許容対象人数が20人以上、②定員利用率が70.815%以上の状態で算定していること

- 事業所名(国・都道府県)- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇地区〇〇丁目〇〇番地
- 事業所番号- サービス提供事業所の施設番号(施設種別)とサービス提供事業所番号
- サービス提供名称- サービス提供事業所の名称
- サービス提供名- 通所介護又は在宅介護支援センター
- サービス提供人数- サービス提供事業所の定員数
- 定員総数- サービス提供事業所の定員数(施設種別)とサービス提供事業所番号
- 定員利用率- サービス提供事業所の定員利用率(%)
- 注1：算定対象となる年度の最初の月の末日(4月)
- 注2：算定対象となる年度の最初の月の末日(4月)
- 注3：許容対象人数のうち、0時間以上の通所介護の受給者が中心となる場合は、通所介護の定員数を算定する。
- 注4：事業所番号(10桁)-事業所種別(1桁)と事業所番号(0000000000)の合計で算定する。

栄養スクリーニング (通所・居宅) (様式例)

ふりがな	性別	年齢	日誌	氏名
	口男 口女	口明口大 口昭	年月	記入者名： 作成年月日： 年 月 日 事業所内の管理栄養士・栄養士 特記事項等
氏名	要介護度・病名・ 特記事項等			

実施日	年月日(記入者名)	年月日(記入者名)	年月日(記入者名)	年月日(記入者名)
身長(cm) ^{※1}	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)
体重(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)
BMI(kg/m ²) ^{※1} 18.5未満	口無 口有 (kg/m ²)	口無 口有 (kg/m ²)	口無 口有 (kg/m ²)	口無 口有 (kg/m ²)
直近1~6か月間における 3%以上の体重減少	口無 口有 (kg/ か月)	口無 口有 (kg/ か月)	口無 口有 (kg/ か月)	口無 口有 (kg/ か月)
直近6か月間における 2~3kg以上の体重減少	口無 口有 (kg/6か月)	口無 口有 (kg/6か月)	口無 口有 (kg/6か月)	口無 口有 (kg/6か月)
血清アルブミン値(g/dl) ^{※2} 3.5g/dl未満	口無 口有 (g/dl)	口無 口有 (g/dl)	口無 口有 (g/dl)	口無 口有 (g/dl)
食事摂取量75%以下 ^{※3}	口無 口有 (%)	口無 口有 (%)	口無 口有 (%)	口無 口有 (%)
特記事項 (医師、管理栄養士等への 連絡の必要性等)				

※1 身長が測定できない場合は、空欄でも差し支えない。
 ※2 採尿できない場合は、空欄でも差し支えない。
 ※3 管理栄養士・栄養士がいない事業所の場合は、参考値とする。

(参考)低栄養状態のリスク分類について

リスク分類	低リスク	中リスク	高リスク
BMI	18.5~29.9	18.5未満	
体重減少率	変化なし (減少3%未満)	1か月に3~5%未満 3か月に3~7.5%未満 6か月に3~10%未満	1か月に5%以上 3か月に7.5%以上 6か月に10%以上
血清アルブミン値	3.6g/dl以上	3.0~3.5g/dl	3.0g/dl未満
食事摂取量	76~100%	75%以下	
栄養補給法		経腸栄養法 静脈栄養法	
備考			備考

○ (顧客サービス)における栄養ケア・マネジメント新に関する変更履歴(新)及び様式例の提示について (平成28年3月31日告示第00100号厚生労働省令) (新) (旧) (新) (旧)

新	旧
<p>2 管理栄養士の栄養状態管理業務の範囲について 管理栄養士の栄養状態管理業務にからる栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等については、別紙3、別紙5の形式例を準拠する。ただし、当該業務に必要とされる事項が記載できるものであれば、別の形式を採用して差し支えない。</p>	<p>2 管理栄養士の栄養状態管理業務の範囲について 管理栄養士の栄養状態管理業務にからる栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等については、別紙3、別紙5の形式例を準拠する。ただし、当該業務に必要とされる事項が記載できるものであれば、別の形式を採用して差し支えない。</p>
<p>3 管理栄養士の栄養状態管理業務の範囲について 管理栄養士の栄養状態管理業務にからる栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等については、別紙3、別紙5の形式例を準拠する。ただし、当該業務に必要とされる事項が記載できるものであれば、別の形式を採用して差し支えない。</p>	<p>3 管理栄養士の栄養状態管理業務の範囲について 管理栄養士の栄養状態管理業務にからる栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等については、別紙3、別紙5の形式例を準拠する。ただし、当該業務に必要とされる事項が記載できるものであれば、別の形式を採用して差し支えない。</p>

栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング (通所・居宅) (様式例)

ふり仮名	性別	年齢	誕生日	氏名
要介護度・病名・特記事項等	記入者名	作成年月日	年 月 日	本人
身体状況、栄養・食事に関する意向	食事の摂取状況	高い物	食事の支援	地域特性

(以下は、利用者の状態に応じて作成。)

実施日	年月日(記入者名)	年月日(記入者名)	年月日(記入者名)
低栄養状態のリスクレベル	(プロセスマネジメント)	(プロセスマネジメント)	(プロセスマネジメント)
本人の要介護	低・中・高	低・中・高	低・中・高
身長(cm)	()	()	()
体重(kg)	()	()	()
BMI(kg/m ²)	()	()	()
9%以上の体重減少	□無 □有	□無 □有	□無 □有
血清アルブミン値(g/dl)	□無 □有	□無 □有	□無 □有
栄養補給法	□経口栄養法 □経腸栄養法 □静脈栄養法	□経口栄養法 □経腸栄養法 □静脈栄養法	□経口栄養法 □経腸栄養法 □静脈栄養法
その他			
食事摂取量	%	%	%
主菜	()	()	()
副菜	()	()	()
主食	()	()	()
副食	()	()	()
必要栄養量(たんぱく質・たんぱく質)	kgal g	kgal g	kgal g
食事時の摂取量(嚥下状況(姿勢、食べ方、むせ等))	()	()	()
嚥下困難度の必要性の有無	□無 □有	□無 □有	□無 □有
その他の食事上の留意事項	□無 □有	□無 □有	□無 □有
他のサービス利用の有無	□無 □有	□無 □有	□無 □有
食事摂取量の不足感	()	()	()
食事に対する認識	()	()	()
他のサービス利用の有無	□無 □有	□無 □有	□無 □有
その他(食事、生活習慣、食行期などの留意事項など)	()	()	()

多職種による栄養ケアの提供(低栄養関連問題)

- ① 嚥下 ② 消化及び吸収 ③ 嚥下 ④ 呼吸 ⑤ 吐き出し ⑥ 下痢 ⑦ 便秘 ⑧ 浮腫 ⑨ 脱水 ⑩ 感染症 ⑪ 皮膚病 ⑫ 褥瘡 ⑬ 栄養不足 ⑭ 栄養過多 ⑮ 栄養失調 ⑯ 栄養不足 ⑰ 栄養過多 ⑱ 栄養失調 ⑲ 栄養不足 ⑳ その他

問題点	□無 □有	□無 □有	□無 □有	□無 □有
① 食事摂取・栄養状態の状況 (体重減少、脱水、浮腫、便秘など)	□無 □有	□無 □有	□無 □有	□無 □有
② 身体機能 (歩行能力、転倒、失禁、下痢、便秘、脱水など)	□無 □有	□無 □有	□無 □有	□無 □有
③ 栄養・水分摂取 (食事、水分)	□無 □有	□無 □有	□無 □有	□無 □有
④ その他 (脱水、浮腫、便秘など)	□無 □有	□無 □有	□無 □有	□無 □有

サーベイ監査の必要性

- 必要に応じてプロセスマネジメント、アセスメント、モニタリング)を記入する
- 1) はい 2) いいえ 3) その他 4) その他 5) その他 6) その他 7) その他 8) その他 9) その他 10) その他 11) その他 12) その他 13) その他 14) その他 15) その他 16) その他 17) その他 18) その他 19) その他 20) その他

＜低栄養状態のリスクの判断＞

全ての項目が低リスクに該当する場合には、「低リスク」と判断する。高リスクにひとつでも該当する項目があれば「高リスク」と判断する。それ以外の場合は「中リスク」と判断する。

BMI、食事摂取量、栄養補給法については、その程度や種々の状態等により、低栄養状態のリスク異なることが考えられるため、対象者個々の程度や状態等に応じて判断し、「高リスク」と判断される場合もある。

リスク分類	低リスク	中リスク	高リスク
BMI	18.5~29.9	18.5未満	
体重減少率	変化なし (減少3%未満)	1か月に3~9%未満 3か月に3~7.5%未満 6か月に3~10%未満	1か月に5%以上 3か月に7.5%以上 6か月に10%以上
血清アルブミン値	3.6g/dl以上	3.0~3.5g/dl	3.0g/dl未満
食事摂取量	76~100%	75%以下	
栄養補給法		経腸栄養法 静脈栄養法	
褥瘡			褥瘡

栄養ケア計画書 (通所・居宅) (様式例)

別紙3

氏名	計画作成者:	初回作成日: 年 月 日
医師の指示	所属名:	作成(発動)日: 年 月 日
利用者及び家族の意向	指示日 ()	
解決すべき課題 (ニーズ)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (要点) (栄養状態のリスク (低・中・高)) サイン	説明と同意日 年 月 日
長期目標 (ゴール) と期間	病状	

短期目標と期間	栄養ケアの具体的な内容	担当者	頻度	期間
①栄養補給・食事				
②栄養検査と相談				
③多量の服薬による課題				
特記事項				

栄養ケア提供経過記録

月 日	サービス提供項目

○ 障害福祉サービス提供後で相互に連携又は類似する項目については、特定の更新の際に申請書の記載又は書類の提出の省略が可能である項を基本として、以下のとおり省略又は簡素化できることとする。

共生型サービス事業所の指定申請の省略・簡素化

図

介護保険法施行規則 (第114条)	一 事業所 (当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事業所を有するときは、当該事業所を含む。) の名称及び所在地	一 事業所 (当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事業所を有するときは、当該事業所を含む。) の名称及び所在地	×
訪問介護 (第114条)	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	×
訪問介護 (介護保険法施行規則第114条第2項による省略)	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
	四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条約等	四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条約等	○
	五 事業所の平面図	五 事業所の平面図	○
	五の二 利用者の推定数		-
	六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	六 事業所の管理者及びサービス提供責任者 (中略) の氏名、生年月日、住所及び経歴	○
	七 運営規程	七 運営規程	×

	○		×	○		○
八 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の 概要	八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要					
九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態					
十 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十 当該申請に係る事業に係る資産の状況		○			
十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項	十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービスの請求に関する事項		×			
十二 法第七十條第二項各号(中略)に該当しないことを要する書面(以下略)	十二 法第三十六條第三項各号に該当しないことを要する書面(以下略)		×			
十三 役員の名、生年月日及び住所	十三 役員の名、生年月日及び住所		×			
十四 その他指定に関し必要と認める事項	十四 その他指定に関し必要と認める事項		×			

※地域密着型通所介護も同様(介護保険法施行規則第131条の3の2第3項における省略・簡業化)

介護保険法施行規則 (第119条) 通所介護	児童福祉法施行規則 (第18条の27) 児童発達支援 放課後等サービス	一 事業所(当該事業所の所在地以外の場 所に当該事業所に 当る)	一 事業所(当該事業所の所在地以外の場 所に当該事業所に 当る)	一 事業所(当該事業所の所在地) 一 事業所(当該事業所の所在地) 二 申請者の名 二 申請者の名 三 当該申請に係る事業の開始の予 定年月日	二 申請者の名及び住所 三 当該申請に係る事業の開始の予 定年月日	二 申請者の名及び住所 三 当該申請に係る事業の開始の予 定年月日	二 申請者の名及び住所 三 当該申請に係る事業の開始の予 定年月日
------------------------------	--	--	--	--	---	---	---

〇	八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	〇			〇
×	九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	×			
〇	十 当該申請に係る事業に係る資産の状況	〇			
×	十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービスの請求に関する事項	×			
×	十二 法第七十條第二項各号(中略)に該当しないことを要する書面(以下略)	×			
×	十三 役員の名、生年月日及び住所	×			
×	十四 その他指定に関し必要と認める事項	×			

		十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス入居の請求に関する事項	十二 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項	十三 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項	十四 従業員の氏名、生年月日及び住所	十五 従業員の氏名、生年月日及び住所	十六 その他指定に関する事項	必要と認め	×
		十二 協約書	十三 協約書	十四 協約書	十五 従業員の氏名、生年月日及び住所	十六 従業員の氏名、生年月日及び住所	十七 その他指定に関する事項	必要と認め	×
		十三 法第二十	十四 法第二十	十五 法第二十	十六 法第二十	十七 法第二十	十八 法第二十	必要と認め	×
		協力医療機関との契約	協力医療機関との契約	協力医療機関との契約	協力医療機関との契約	協力医療機関との契約	協力医療機関との契約	必要と認め	×
		協力医療機関との契約	協力医療機関との契約	協力医療機関との契約	協力医療機関との契約	協力医療機関との契約	協力医療機関との契約	必要と認め	×

		一 事業所の名称及び所在地	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	五 当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所（次号において「併設事業所」という。）において行う場合にあつては、その旨	六 建築物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、指定居宅サービス等基準第百二十四条第三項に規定する併設本施設又は指定居宅サービス等基準第百四十条の四第三項に規定するユニット型事業所併設本施設の平面図を含む。）（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
介護保険法施行規則（第121条） 短期入所生活介護	一 事業所の名称及び所在地	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	五 当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所（次号において「併設事業所」という。）において行う場合にあつては、その旨	六 建築物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、指定居宅サービス等基準第百二十四条第三項に規定する併設本施設又は指定居宅サービス等基準第百四十条の四第三項に規定するユニット型事業所併設本施設の平面図を含む。）（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要	
障害者総合支援法施行規則（第34条の11） 短期入所	一 事業所の名称及び所在地	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	五 事業所の種別（指定障害福祉サービス等基準第百十五号第一項に規定する併設事業所（次号及び第七号において「併設事業所」という。）又は同条第二項の規定の適用を受ける施設をいう。）	六 建築物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、指定障害福祉サービス等基準第百十七号第二項に規定する併設本施設又は指定居宅サービス等基準第百四十条の四第三項に規定するユニット型事業所併設本施設の平面図を含む。）（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要	
省略可否	×	×	×	○	×	○	

(3) 短期入所生活介護（介護保険法施行規則第121条第3項による省略）
 ※介護予防短期入所生活介護も同様（介護保険法施行規則第140条の10第3項による省略）

実地指導自主点検調査（通所介護）

記入日 平成 年 月 日

指定基準	基準の内容(指導項目)	適否	確認事項	実地指導員	記入担当者	記入日
人員	常勤・専従の管理者を置いて、専らサービスを提供しているか。	はい	業務の場合、その職務内容	はい	業務内容	確認事項
生活相談員	専らサービスの提供にあたる生活相談員が15人以上確保されているか。必要と認められるか。	はい	生活相談員の勤務時間帯	はい	生活相談員の勤務時間帯	時～時
看護職員	専らサービスの提供にあたる看護職員が15人以上確保されているか。必要と認められるか。	はい	看護職員の勤務時間帯	はい	看護職員の勤務時間帯	時～時
介護職員	利用者の数が15人以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上か。	はい	日々の利用者数に応じて介護職員が配置されているか	はい	日々の利用者数に応じて介護職員が配置されているか	いる・いない
機能訓練指導員	生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。	はい	理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師のいずれか	はい	資格名	いる・いない
その他	必要設備及び備品等を備えているか。	はい	加算算定している場合、浴衣、送迎用車があるか	はい	あり・なし	現場確認、平面図
食室及び機能訓練室	食室、機能訓練室の合計面積は3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上か。	はい	食室及び機能訓練室利用定員×3㎡	はい	あり・なし	現場確認、平面図、運営規程
相談室	相談室は相談内容が漏洩しないよう配慮されているか。	はい	鍵入れ物の設置等によりプライバシーに配慮されているか。	はい	あり・いない	現場確認、平面図
設備の専用	上記設備は通所介護専用のもか。	はい	当該サービスの内容を異に受け出で、通所介護の運営に支障がないように適切に行われているか。	はい	いる・いない	現場確認
宿泊サービス	当該事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供しているか。	はい	当該サービスの内容を異に受け出で、通所介護の運営に支障がないように適切に行われているか。	はい	あり・なし	現場確認、平面図、届出書
説明及び同意	重要事項説明書等交付して説明を行い、同意を得ているか。	はい	①重要事項の説明 ②事業者の個人情報 ③事業者の施設 ④事故発生時の対応 ⑤苦情処理の体制	はい	あり・なし	重要事項説明書
サービス提供に係る説明及び同意	契約書は適正に締結されているか。	はい	契約書に利用者の押印があるか	はい	あり・なし	契約書
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒否していないか。	はい	提供拒否の理由	はい	拒否理由を記載	利用申し込み受付簿等
提供困難時の対応	サービスの提供が困難な場合、居宅介護支援事業者への連絡、他の事業者等への紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	はい	他の事業者への紹介方法	はい	紹介方法を記載	紹介に関する記録等

並びに設備の概要	七 当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別介護老人ホームにおいて行うときは当該特別介護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数	八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○
	九 運営規程	九 運営規程	九 運営規程	×
	十 利用者からの苦情処理するために講ずる措置の概要	十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○
	十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	×
	十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況	十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況	○
	十三 指定居宅サービス等基準第百三十六条(指定居宅サービス等基準第百四十条の十三において適用する場合を含む。)の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	十三 指定居宅サービス等基準第百二十五条において使用する指定障害福祉サービス等基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	十三 指定障害福祉サービス等基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	○
	十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービスの請求に関する事項	十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービスの請求に関する事項	十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービスの請求に関する事項	×
	十五 契約書	十五 契約書	十五 契約書	×
	十六 役員の名、生年月日及び住所	十六 役員の名、生年月日及び住所	十六 役員の名、生年月日及び住所	×
	十七 その他指定に関し必要と認める事項	十七 その他指定に関し必要と認める事項	十七 その他指定に関し必要と認める事項	×

指定基準	基準の内容(指項目)	適合	確認事項	当日確認書類
運営	受給資格確認 被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及びその有効期限を確認しているか。	はい	運営 確認内容の記録先	当日確認書類
運営	要介護認定申請援助 利用申請者の意向を踏まえて選や認定の申請が行われていない場合に申請が行われるよう必要な援助を講じているか。	はい	運営 具体的な援助の方法	申請援助に関する記録
運営	心身の状況等の把握 サービスに係る相談等のほか、必要事項を把握し、利用者の状況等の把握に努めているか。	はい	運営 サービス担当者会議の参加状況	利用者状況把握に関する記録
運営	サービスの提供記録 サービスに係る提供記録のほかに、必要事項を把握し、利用者の居宅サービス計画の書面に記載しているか。	はい	運営 サービス提供された際、利用者負担額を把握しているか。	サービス提供記録、別表、通所介護記録
運営	利用料の異議 上記のほか、利用者から次の費用以外を徴収していないか①送迎費用(通常)②延長料③食費④おむつ代⑤その他日常生活費の施設域外分	はい	運営 その他日常生活費の内容及び徴収額	領収証(税)、車両運行日誌、運営規程、重要事項説明書
運営	証明書の交付 法定代理要請サービスに該当しないサービスの利用料の支払いを受けた場合(利用者10割負担)は、「サービス提供証明書」を利用者に対して交付しているか。	はい	運営 利用者の状況を把握、分析し、解決すべき問題を明らかにされ、利用者負担額が明らかであるか	サービス提供記録
運営	通所介護計画の作成 通所介護計画の作成にあたってその内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得ているか。	はい	運営 通所介護計画に利用者の押印があるか	通所介護計画書
運営	通所介護計画の作成 通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されているか。	はい	運営 居宅介護支援事業所から居宅サービス計画書を受け取っているか	通所介護計画書 居宅サービス計画書
運営	通所介護計画の作成 通所介護計画はそのサービス提供を妨げるものがないか。	はい	運営 通所介護計画に利用者の押印があるか	通所介護計画書
運営	緊急時の対応 利用者の病状の悪化、その他の必要な場合に主治医への連絡を行う等必要な措置を講じているか。	はい	運営 運営規程、連絡体制に関する書類	同上
運営	指定基準	運営	確認事項	当日確認書類
運営	運営規程 事業所ごとに運営規程を定めているか。	はい	運営 下記の内容が定められているか	運営規程
運営	勤務体制の確保 従業者の業務向上のため、研修の機会を確保しているか。	はい	運営 内勤研修の実施回数 外部研修の参加人数 参加記録 実施記録 最近1年間で あり・なし	研修の記録等
運営	定員の遵守 利用定員を超えてサービスを提供しているか。	はい	運営 従業者推進員を任命しているか。	従業者の記録等
運営	非常災害対策 消防計画(これに準ずる計画含む)を立上げておくとともに、定期的に避難、救出等必要な訓練を行っているか。	はい	運営 防火管理者(おなにも悪い事業所にあっては責任者) 防火対策の事前・事後防止のための消防訓練、職員への周知、研修を実施しているか。	消防計画(これに準ずる書類、研修の記録等)
運営	衛生管理等 施設、食器、その他の設備又は飲用水の衛生的な管理に努めているか。	はい	運営 衛生管理推進員を任命しているか。	衛生管理の記録等
運営	指定基準	運営	確認事項	当日確認書類
運営	指定基準 事業所の見やすい場所に必要な事項が掲示されているか。	はい	運営 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③利用者 ④事故発生時の対応 ⑤苦情処理の体制	現場確認

指定基準	基準の内容(指項目)	適合	確認事項	当日確認書類
運営	受給資格確認 被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及びその有効期限を確認しているか。	はい	運営 確認内容の記録先	当日確認書類
運営	要介護認定申請援助 利用申請者の意向を踏まえて選や認定の申請が行われていない場合に申請が行われるよう必要な援助を講じているか。	はい	運営 具体的な援助の方法	申請援助に関する記録
運営	心身の状況等の把握 サービスに係る相談等のほか、必要事項を把握し、利用者の状況等の把握に努めているか。	はい	運営 サービス担当者会議の参加状況	利用者状況把握に関する記録
運営	サービスの提供記録 サービスに係る提供記録のほかに、必要事項を把握し、利用者の居宅サービス計画の書面に記載しているか。	はい	運営 サービス提供された際、利用者負担額を把握しているか。	サービス提供記録、別表、通所介護記録
運営	利用料の異議 上記のほか、利用者から次の費用以外を徴収していないか①送迎費用(通常)②延長料③食費④おむつ代⑤その他日常生活費の施設域外分	はい	運営 その他日常生活費の内容及び徴収額	領収証(税)、車両運行日誌、運営規程、重要事項説明書
運営	証明書の交付 法定代理要請サービスに該当しないサービスの利用料の支払いを受けた場合(利用者10割負担)は、「サービス提供証明書」を利用者に対して交付しているか。	はい	運営 利用者の状況を把握、分析し、解決すべき問題を明らかにされ、利用者負担額が明らかであるか	サービス提供記録
運営	通所介護計画の作成 通所介護計画の作成にあたってその内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得ているか。	はい	運営 通所介護計画に利用者の押印があるか	通所介護計画書
運営	通所介護計画の作成 通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されているか。	はい	運営 居宅介護支援事業所から居宅サービス計画書を受け取っているか	通所介護計画書 居宅サービス計画書
運営	通所介護計画の作成 通所介護計画はそのサービス提供を妨げるものがないか。	はい	運営 通所介護計画に利用者の押印があるか	通所介護計画書
運営	緊急時の対応 利用者の病状の悪化、その他の必要な場合に主治医への連絡を行う等必要な措置を講じているか。	はい	運営 運営規程、連絡体制に関する書類	同上
運営	指定基準	運営	確認事項	当日確認書類
運営	指定基準 事業所の見やすい場所に必要な事項が掲示されているか。	はい	運営 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③利用者 ④事故発生時の対応 ⑤苦情処理の体制	現場確認

指定基準	業種の内容(指導項目)	適合	確認事項	当日確認書類
介護	介護報酬の算定	はい・いいえ	送迎時に実施した居宅内介護等を運所介護の所要時間を含めて算定しているか。	居宅サービス計画と通所介護計画に位置付け、所要時間を含めて算定しているのは1日30分以内か。
介護	介護サービスの提供	はい・いいえ	事業所外での温泉施設等に日帰り旅行を行う等、特別な行事を行った日について報酬を請求していないか。	事業所外行事
介護	記録の整備	はい・いいえ	事業所の送迎の場合の延長時間や、送迎に要した時間を加えた時間で報酬請求していないか。	通所介護計画 ・通所介護記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情に係る記録 ・事故に係る記録 ・事故に関する記録
介護	記録の区分	はい・いいえ	事業ごとに会計が区分されているか。	会計関係書類
介護	事故発生時の対応	はい・いいえ	事故発生時における対応体制が整備されているか。(宿泊サービス含む)	事故処理体制を定めた書類 ・あり・なし ・あり・なし ・あり・なし ・あり・なし ・あり・なし ・あり・なし
介護	苦情処理の体制	はい・いいえ	苦情に対する措置が講じられているか。	苦情処理体制を定めた書類 ・あり・なし
介護	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	はい・いいえ	居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対価として、物品その他の財産上の利益を供与していないか。	事業所 現時点での利用者を担当する居宅介護支援事業者の数
介護	秘密保持等	はい・いいえ	サービス担当者会議等において利用者等の個人情報を用いる場合の同意を文書で得ているか。	利用者の同意書
介護	介護報酬の算定	はい・いいえ	居室サービス計画と通所介護計画に位置付け、所要時間を含めて算定しているのは1日30分以内か。	居室サービス計画 通所介護計画 介護給付費明細書 居宅サービス計画 サービス提供票、別表 サービス提供の記録
介護	入浴介助加算	あり・なし	利用者の身体上の事情で入浴が中止になった場合に、加算を請求していないか。	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 サービス提供の記録
介護	指定基準	適合	業種の内容(指導項目)	当日確認書類

指定基準	業種の内容(指導項目)	適合	確認事項	当日確認書類
介護	介護報酬の算定	はい・いいえ	居室サービス計画と通所介護計画に位置付け、所要時間を含めて算定しているのは1日30分以内か。	居室サービス計画 通所介護計画 介護給付費明細書 居宅サービス計画 サービス提供票、別表 サービス提供の記録
介護	記録の整備	はい・いいえ	事業所の送迎の場合の延長時間や、送迎に要した時間を加えた時間で報酬請求していないか。	事業所外行事
介護	事故発生時の対応	はい・いいえ	事故発生時における対応体制が整備されているか。(宿泊サービス含む)	事故処理体制を定めた書類 ・あり・なし ・あり・なし ・あり・なし ・あり・なし ・あり・なし ・あり・なし
介護	苦情処理の体制	はい・いいえ	苦情に対する措置が講じられているか。	苦情処理体制を定めた書類 ・あり・なし
介護	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	はい・いいえ	居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対価として、物品その他の財産上の利益を供与していないか。	事業所 現時点での利用者を担当する居宅介護支援事業者の数
介護	秘密保持等	はい・いいえ	サービス担当者会議等において利用者等の個人情報を用いる場合の同意を文書で得ているか。	利用者の同意書
介護	介護報酬の算定	はい・いいえ	居室サービス計画と通所介護計画に位置付け、所要時間を含めて算定しているのは1日30分以内か。	居室サービス計画 通所介護計画 介護給付費明細書 居宅サービス計画 サービス提供票、別表 サービス提供の記録
介護	入浴介助加算	あり・なし	利用者の身体上の事情で入浴が中止になった場合に、加算を請求していないか。	介護給付費明細書 サービス提供票、別表 サービス提供の記録
介護	指定基準	適合	業種の内容(指導項目)	当日確認書類

指定基準	基準の内容(指標項目)	適用	確認事項	当日確認書類
介護 報酬 加算	認定症加算	あり・なし	<p>指定基準で配置すべき看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保しているか。</p> <p>利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が100分の20以上であるか。</p> <p>通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該サービス提供に当たる当該サービス提供に当たる看護職員を1名以上配置しているか。</p> <p>認知症対応の進行緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成しているか。</p> <p>共生型通所を行った場合の介護報酬を算定している場合は、当該加算は算定していないか。</p>	<p>介護給付要明細書 サービス提供の記録 サービス提供票、別表 勤務実績、タイムカード</p> <p>介護給付要明細書 サービス提供の記録 サービス提供票、別表 勤務実績、タイムカード</p> <p>介護給付要明細書 サービス提供の記録 サービス提供票、別表 勤務実績、タイムカード</p> <p>介護給付要明細書 サービス提供の記録 サービス提供票、別表 勤務実績、タイムカード</p> <p>介護給付要明細書 サービス提供の記録 サービス提供票、別表 勤務実績、タイムカード</p>
	介護機能向上加算	あり・なし	<p>看護職員、助産師又は看護職員を配置せずに、加算を請求していないか。</p>	<p>介護給付要明細書 サービス提供の記録 サービス提供票、別表 勤務実績、タイムカード</p>
	サービス提供体制強化加算	あり・なし	<p>介護職員等の総数のうち介護報酬の3割以上を直接提供するサービスは、サービス提供体制強化加算の3割以上を占める割合が30%以上であるか。</p>	<p>介護給付要明細書 サービス提供の記録 サービス提供票、別表 勤務実績、タイムカード</p> <p>介護給付要明細書 サービス提供の記録 サービス提供票、別表 勤務実績、タイムカード</p>
介護 報酬 加算	基準の内容(指標項目)	適用	確認事項	当日確認書類

指定基準	基準の内容(指標項目)	適用	確認事項	当日確認書類
介護 報酬 加算	中重度サービス提供加算	あり・なし	<p>指定基準で配置すべき看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保しているか。</p> <p>利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であるか。</p> <p>通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該サービス提供に当たる当該サービス提供に当たる看護職員を1名以上配置しているか。</p> <p>社会性の維持・在宅生活継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成しているか。</p> <p>共生型通所を行った場合の介護報酬を算定している場合は、当該加算は算定していないか。</p>	<p>介護給付要明細書 サービス提供の記録 サービス提供票、別表 勤務実績、タイムカード</p> <p>介護給付要明細書 サービス提供の記録 サービス提供票、別表 勤務実績、タイムカード</p> <p>介護給付要明細書 サービス提供の記録 サービス提供票、別表 勤務実績、タイムカード</p>
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	あり・なし	<p>機能訓練指導員その他の職種が共同して、利用者の居宅訪問した上で、利用者ごとに個別機能訓練を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、その後に居室訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っているか。</p>	<p>介護給付要明細書 サービス提供の記録 サービス提供票、別表 勤務実績、タイムカード</p> <p>個別機能訓練計画 居室訪問したことが確認できる書類(記録等) 利用者又はその家族に対して、進捗状況等を説明したことが確認できる書類(記録等)</p>
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	あり・なし	<p>機能訓練指導員を配置せずに、加算を請求していないか。</p> <p>居室訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っているか。</p> <p>個別機能訓練計画 居室訪問したことが確認できる書類(記録等) 利用者又はその家族に対して、進捗状況等を説明したことが確認できる書類(記録等)</p>	<p>介護給付要明細書 サービス提供の記録 サービス提供票、別表 勤務実績、タイムカード</p> <p>個別機能訓練実施記録 個別機能訓練実施記録</p>
介護 報酬 加算	基準の内容(指標項目)	適用	確認事項	当日確認書類

介護報酬加算	指定基準	基準の内容(指項目)	適否	確認事項	当日確認書類
介護報酬加算	指定基準	基準の内容(指項目)	あり・なし	延長加算は、通所介護の所要時間と延長サービス入の所要時間の通算時間が9時間以上から14時間未満の部分についてのみ請求しているか。	介護給付費明細書 サービス提供量の記録 居室サービス計画 遠所介護計画 運営規程 勤務実績関係書類
介護報酬加算	指定基準	基準の内容(指項目)	あり・なし	利用者当該事業所を利用した後に、引き続き事業所の設備を利用して居住する場合や、居泊した翌日に当該事業所の通所介護の提供を受ける場合に算定しているか。	介護給付費明細書 サービス提供量の記録 居室サービス計画 遠所介護計画 運営規程 勤務実績関係書類
介護報酬加算	指定基準	基準の内容(指項目)	あり・なし	訪問介護事業所、通所介護事業所又は介護施設(許可病床数200床未満又は半ば4キロ以内に他の介護施設が存在しないものに限る。)の理学療法士等が当該通所介護事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント、利用者等の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っているか。	介護給付費明細書 サービス提供量の記録 居室サービス計画 遠所介護計画 運営規程 勤務実績関係書類
介護報酬加算	指定基準	基準の内容(指項目)	あり・なし	利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に即した機能訓練を適切に提供しているか。	介護給付費明細書 サービス提供量の記録 居室サービス計画 遠所介護計画 運営規程 勤務実績関係書類
介護報酬加算	指定基準	基準の内容(指項目)	あり・なし	機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3ヶ月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の進捗と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っているか。	介護給付費明細書 サービス提供量の記録 居室サービス計画 遠所介護計画 運営規程 勤務実績関係書類

介護報酬加算	指定基準	基準の内容(指項目)	適否	確認事項	当日確認書類
介護報酬加算	指定基準	基準の内容(指項目)	あり・なし	利用者(当該事業所を連続して6ヶ月以上利用し、かつ、その利用期間において5時間以上の通所介護の算定回数を上回る者に限り)の総数が20人以上であるか。	当日確認書類
介護報酬加算	指定基準	基準の内容(指項目)	あり・なし	利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月において、要介護状態区分が要介護3、4、5である者の割合が100分の15以下であるか。	介護給付費明細書 サービス提供量の記録 居室サービス計画 遠所介護計画 運営規程 勤務実績関係書類
介護報酬加算	指定基準	基準の内容(指項目)	あり・なし	利用者の総数のうち、評価対象利用期間のうち、評価対象利用開始月から当該月から起算して6ヶ月目において、機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づき、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月目の月に測定したADL利得が多い順に、提出者の総数の上位100分の85に相当する数の利用者について、次の①から③までに掲げる利用者の区分に応じ、当該①から③までのいずれかの評価に定める値を合計して得た値が0以上であるか。	介護給付費明細書 サービス提供量の記録 居室サービス計画 遠所介護計画 運営規程 勤務実績関係書類
介護報酬加算	指定基準	基準の内容(指項目)	あり・なし	利用者の総数のうち、評価対象利用開始月から起算して6ヶ月目の月に測定したADL利得が多い順に、提出者の総数の上位100分の85に相当する数の利用者について、次の①から③までに掲げる利用者の区分に応じ、当該①から③までのいずれかの評価に定める値を合計して得た値が0以上であるか。	介護給付費明細書 サービス提供量の記録 居室サービス計画 遠所介護計画 運営規程 勤務実績関係書類
介護報酬加算	指定基準	基準の内容(指項目)	あり・なし	①ADL利得が0より大きい利用者:1 ②ADL利得が0の利用者:0 ③ADL利得が0未満の利用者:1	介護給付費明細書 サービス提供量の記録 居室サービス計画 遠所介護計画 運営規程 勤務実績関係書類

<p>当日確認書類</p>	<p>確認事項</p>	<p>①下記の全ての要件を満たしているか。(キヤリア/又要件I) ア:介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に 応じた任用等の要件(介護職員の 資金に関するものを含む。)を 定めている。 イ:アに掲げる職位、職責又は 職務内容等に応じた資金体系 (一時金等の臨時的に支払われ るものを除く。)について定めて いる。 ウ:ア及びイの内容について款 業務規則等の明確な根拠規定を 書面で整備し、全ての介護職員 に周知している。</p>	<p>あり・なし</p>	<p>介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p>	<p>介護 報酬 加算 指定基準</p>
<p>同上</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>②下記の全ての要件を満たしているか。(キヤリア/又要件II) ア:介護職員の職務内容等を踏 まえ、介護職員と意見を交換し ながら、資質向上の目標及び 又は別に掲げる具体的な計画を 策定し、当該計画に係る研究の 実施又は研修の機会を確保し ている。 a:資質向上のための計画に 沿って、研修機会の提供又は技 術指導等を実施(OJT、OFF-JT 等)するとともに、介護職員の能 力開発を行っている。 b:資格取得のための支援(研 究受講のための勤務シフトの調 整、休暇の付与、費用(交通費、 受講料等)の援助等)を実施して いる。 イ:アについて、全ての介護職 員に周知している。</p>	<p>あり・なし</p>	<p>介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p>	<p>介護 報酬 加算 指定基準</p>
<p>当日確認書類</p>	<p>確認事項</p>	<p>③下記の全ての要件を満たしているか。(キヤリア/又要件III) ア:介護職員について、経験者は異 格等に依りて異格手当又は一定 の特等に応じて異格手当を決定す る基準に基づき定期に異格手当 を決定していること、具体的には 仕組みを設けていること、異格手 当の算出方法が明確に規定する ことであること a:経験年数や「経験年数」などに依り て異格手当を決定していること b:異格手当に依りて異格手当を決定す る「介護福祉士」や「実務者研修修了者」 などの取得に依りて異格手当を決定す ること、ただし、介護福祉士資格を有 して当該業務所や法人で就業する者に ついても異格手当が認められる仕組みである ことを要する。 c:一定の基準に基づき定期に異格手当を判 定する仕組み 「実務研修」や「人事評価」などの結果 に基づき異格手当を決定すること、た だし、客観的な評価基準や算出条件が 明確に規定されていることであること イ:アの内容について、就業規則等の 明確な根拠規定を書面で整備し、全て の介護職員に周知していること</p>	<p>あり・なし</p>	<p>介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p>	<p>介護 報酬 加算 指定基準</p>
<p>同上</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>④平成27年4月から届出を要す る日の属する月の前月までに実 施した処遇改善(資金改善を除 く。)の内容を全ての介護職員に 周知しているか。(職場環境等 要件) ※介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 又は(Ⅳ)を算定する場合は、平 成27年4月を平成20年10月と読 み替える。</p>	<p>あり・なし</p>	<p>介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p>	<p>介護 報酬 加算 指定基準</p>

<p>当日確認書類</p>	<p>確認事項</p>	<p>①下記の全ての要件を満たしているか。(キヤリア/又要件I) ア:介護職員の任用の際におけ る職位、職責又は職務内容等に 応じた任用等の要件(介護職員の 資金に関するものを含む。)を 定めている。 イ:アに掲げる職位、職責又は 職務内容等に応じた資金体系 (一時金等の臨時的に支払われ るものを除く。)について定めて いる。 ウ:ア及びイの内容について款 業務規則等の明確な根拠規定を 書面で整備し、全ての介護職員 に周知している。</p>	<p>あり・なし</p>	<p>介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p>	<p>介護 報酬 加算 指定基準</p>
<p>同上</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>②下記の全ての要件を満たしているか。(キヤリア/又要件II) ア:介護職員の職務内容等を踏 まえ、介護職員と意見を交換し ながら、資質向上の目標及び 又は別に掲げる具体的な計画を 策定し、当該計画に係る研究の 実施又は研修の機会を確保し ている。 a:資質向上のための計画に 沿って、研修機会の提供又は技 術指導等を実施(OJT、OFF-JT 等)するとともに、介護職員の能 力開発を行っている。 b:資格取得のための支援(研 究受講のための勤務シフトの調 整、休暇の付与、費用(交通費、 受講料等)の援助等)を実施して いる。 イ:アについて、全ての介護職 員に周知している。</p>	<p>あり・なし</p>	<p>介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p>	<p>介護 報酬 加算 指定基準</p>
<p>同上</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>③下記の全ての要件を満たしているか。(キヤリア/又要件III) ア:介護職員について、経験者は異 格等に依りて異格手当又は一定 の特等に応じて異格手当を決定す る基準に基づき定期に異格手当 を決定していること、具体的には 仕組みを設けていること、異格手 当の算出方法が明確に規定する ことであること a:経験年数や「経験年数」などに依り て異格手当を決定していること b:異格手当に依りて異格手当を決定す る「介護福祉士」や「実務者研修修了者」 などの取得に依りて異格手当を決定す ること、ただし、介護福祉士資格を有 して当該業務所や法人で就業する者に ついても異格手当が認められる仕組みである ことを要する。 c:一定の基準に基づき定期に異格手当を判 定する仕組み 「実務研修」や「人事評価」などの結果 に基づき異格手当を決定すること、た だし、客観的な評価基準や算出条件が 明確に規定されていることであること イ:アの内容について、就業規則等の 明確な根拠規定を書面で整備し、全て の介護職員に周知していること</p>	<p>あり・なし</p>	<p>介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p>	<p>介護 報酬 加算 指定基準</p>
<p>同上</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>④平成27年4月から届出を要す る日の属する月の前月までに実 施した処遇改善(資金改善を除 く。)の内容を全ての介護職員に 周知しているか。(職場環境等 要件) ※介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 又は(Ⅳ)を算定する場合は、平 成27年4月を平成20年10月と読 み替える。</p>	<p>あり・なし</p>	<p>介護職員処遇改善加算(Ⅰ)</p>	<p>介護 報酬 加算 指定基準</p>

指定事項	基準の内容(指導項目)	該当	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
介護加算	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

サービス種類	届出の種類	添付書類
通所介護	施設等区分(事業所規模)の変更	・事業所規模チェック表(参考様式6)
	時間延長サービス体制	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7-2) ※加算算定開始月のもの。 ※時間延長の際の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。
	生活相談員配置等加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7-2) ※加算算定開始月のもの。 ※生活相談員の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。
	入浴介助加算	・浴室の平面図(別紙6) ・浴室の写真
	中重度者ケア体制加算	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙7-2) ※加算算定開始月のもの。 ※看護職員の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。 ・看護職員の資格証の写し(原本証明必要) ・中重度者ケア体制加算に関する届出書(別紙26)
	生活機能向上連携加算	・外部のリハビリテーション事業所等と連携していることがわかる書類(協定書、資格書等)

<p>個別機能訓練加算 (Ⅰ)(Ⅱ)</p>	<p>・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (別紙7-2) ※加算算定期開始月のもの。 ※機能訓練指導員の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。 ・機能訓練指導員の資格証の写し 原本証明必要</p>
<p>ADL維持等加算 (Ⅰ)(Ⅱ)</p>	<p>・ADL維持等加算に係る届出書(別紙19)</p>
<p>認知症加算</p>	<p>・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (別紙7-2) ※加算算定期開始月のもの。 ※下の研修を修了した者の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。 ・「認知症介護指導者研修」、「認知症介護実践リーダー研修」又は「認知症介護実践者研修」の修了証の写し 原本証明必要 ・認知症加算に関する届出書(別紙27)</p>
<p>若年性認知症利用者受入加算 栄養改善加算</p>	<p>【添付書類不要】 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (別紙7-2) ※加算算定期開始月のもの。 ※管理栄養士の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。 ・管理栄養士の資格証の写し 原本証明必要</p>
<p>口腔機能向上加算</p>	<p>・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (別紙7-2) ※加算算定期開始月のもの。 ※言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の勤務体制がわかるように、記載例を参考に記載してください。 ・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し 原本証明必要</p>

<p>サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)、(Ⅲ)</p>	<p>・サービス提供体制強化加算に関する届出書 (別紙12-4) ・人材要件に係る算出表(参考様式B) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (別紙7-2) ※届出日前一月のもの。 ※(Ⅰ)イ及び(Ⅰ)ロ: 介護職員のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。 (Ⅱ)及び(Ⅲ): 直接提供職員のみ記載し、勤続年数3年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。 ・介護福祉士の資格証の写し 原本証明必要 ※(Ⅰ)イ及び(Ⅰ)ロを算定する場合には必要。 ・実務経験証明書 ※(Ⅱ)及び(Ⅲ)を算定する場合には必要。</p>
<p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>※訪問介護の「介護職員処遇改善加算」に関する添付書類をご参照ください。</p>